

鏡野町地域福祉計画 (素案)

令和●年●●月

鏡野町

目 次

第1章 地域福祉ってなんだろう？	1
1 地域福祉とは	1
（1） 「地域福祉」とは何か	1
（2） 地域福祉を進める上で大切な「自助」「互助」「共助」「公助」	2
2 福祉分野における国の動向	3
3 計画の位置付け	6
4 計画の期間	7
5 圏域の範囲の考え方	8
第2章 鏡野町ってどんなまち？	9
1 人口や世帯の状況	9
（1） 総人口の推移	9
（2） 地域別人口の推移	10
（3） 世帯の状況	11
（4） 自然動態人口（出生数・死亡数）の状況	11
2 支援を必要とする町民の状況	12
（1） 高齢者の状況	12
（2） 障害者の状況	13
（3） ひとり親世帯の状況	13
（4） 生活保護受給者数及び受給世帯数の状況	14
3 アンケート調査からみる現状	15
（1） 調査の目的	15
（2） 調査結果（抜粋）	16
第3章 この計画で私たちが目指すべきもの	44
1 基本理念	44
2 基本目標	45
3 施策体系	46
4 重点的な取り組み	47
第4章 この計画で私たちが取り組むこと	48
基本目標 1 地域福祉についての意識づくり	48
基本目標 2 地域福祉を支える担い手づくり	53
基本目標 3 支え合い、助け合う仕組みづくり	56
基本目標 4 安全・安心に暮らせる環境づくり	63
第5章 計画の推進に向けて	79
1 計画内容の周知の徹底	79
2 関係機関等との連携・協働	79

3	計画の進捗管理.....	79
---	--------------	----

第1章 地域福祉ってなんだろう？

1 地域福祉とは

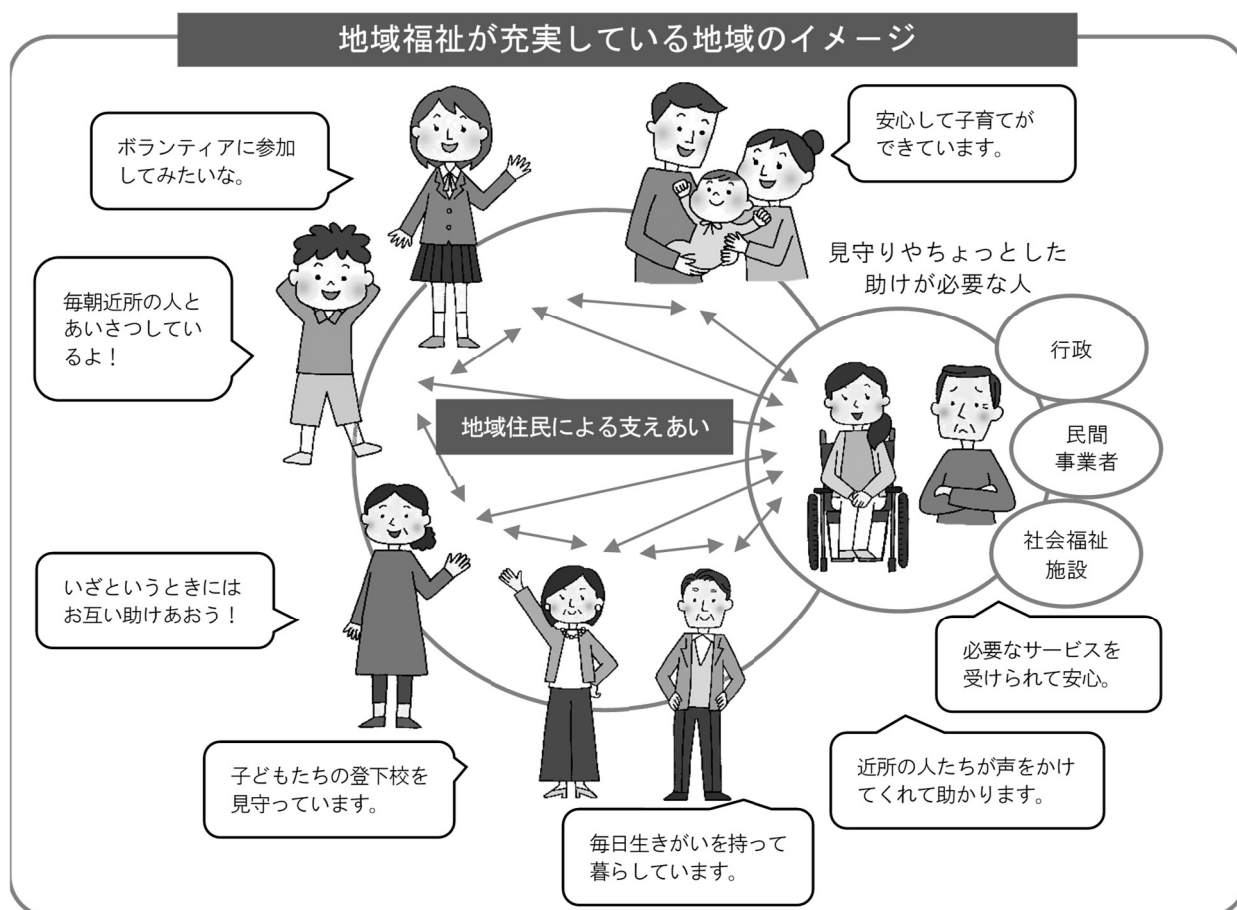
(1)「地域福祉」とは何か

地域福祉の「福祉」という言葉の意味はどのようなものでしょうか。

「福祉」とは、高齢者福祉、障害者福祉及び児童福祉などといった対象ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」や「一部の困っている人に対する支援」だけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき「しあわせ」のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことを指します。

そして、近年は地域とのつながりの希薄化や子育て世帯の孤立化、一人暮らし高齢者の増加など、さまざまな地域課題が浮き彫りとなっています。多様化、複合化する課題に対して、重要となるのが「地域福祉」という考え方です。

「地域福祉」とは、すべての町民が安心して、生活が送れるよう、町民、事業者、各種団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を果たしながら地域全体で力を合わせて課題解決に取り組むことをいいます。



(2) 地域福祉を進める上で大切な「自助」「互助」「共助」「公助」

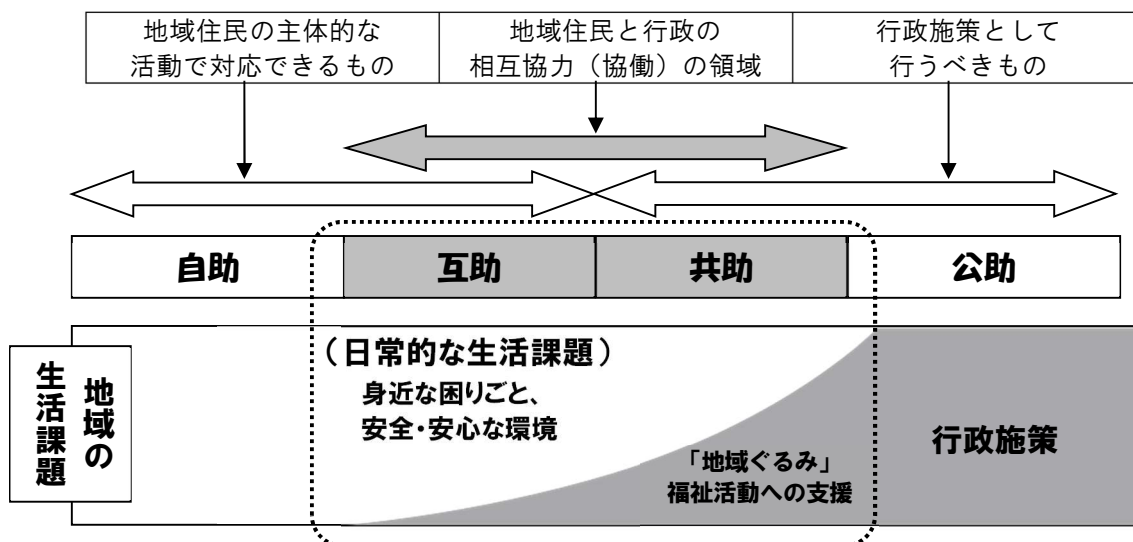
さまざまな人が暮らしている地域のなかでは、悩みや困りごと也多様であり、専門的なサービスを利用しないと解決できないこともあれば、隣近所のちょっとした気づきや手助けで解決できることもあります。そこで大切となるのが「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方です。

自分でできること(自助)、住民同士の助け合いでできること(互助)、介護保険制度や社会保険制度など被保険者による制度化された支え合いの仕組みでできること(共助)、公的な制度(公助)、この「自助」「互助」「共助」「公助」を最適に組み合わせ、役割分担と連携のもとで、課題解決の仕組みづくりをしていくことが大切です。

■福祉の4つの助け

自助	個人や家庭による自助努力（自分でできること）
互助	地域社会における相互扶助（住民同士の助け合いでできること）
共助	NPO、ボランティア・住民活動、社会福祉法人などによる支え（地域ケア会議などの制度化された支え合いの仕組みでできること）
公助	公的な制度としての保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づくサービス供給（公的な制度）

■「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方



2 福祉分野における国の動向

■福祉分野における国の動向

平成	地域福祉	高齢者福祉	障害福祉	子ども・子育て	生活困窮者支援
12 年	社会福祉法改定	介護保険法施行			
13 年				待機児童ゼロ作戦	
14 年	策定指針の在り方				
15 年			改正身体/知的障害者福祉法施行	次世代育成支援対策推進法 子ども・子育て 応援プラン	
17 年		介護保険制度改正	障害者自立支援法		自立支援プログラム導入
18 年		高齢者医療確保法施行	バリアフリー新法施行	認定こども園法施行	
19 年	厚労省 通知			改正児童福祉法施行	
20 年				新待機児童ゼロ作戦	
22 年				子ども・子育て ビジョン	
24 年	厚労省 通知	改正介護保険法施行	障害者虐待防止法施行	子ども・子育て 関連三法	
25 年			障害者総合支援法施行		生活保護法改正
26 年	厚労省 通知	医療介護総合確保推進法		子供の貧困に関する大綱	
27 年	社会福祉法改正			子ども・子育て支援 支援制度施行	生活困窮者自立 支援法施行
新たな福祉の提供ビジョン					
28 年	厚労省 通知 成年後見制度利用 促進法施行 再犯防止推進法 施行		障害者差別解消 法施行	母子保健法改正	
ニッポン一億総活躍プラン					
「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置					
29 年	社会福祉法 改正 地域福祉計画策 定ガイドライン 「成年後見制度 利用促進基本計 画」を閣議決定				

	「地方再犯防止 推進計画」を閣 議決定				
30 年	厚労省 通知	改正介護保険法 施行	改正障害者総合 支援法施行		
令和 元年	地域共生社会推 進検討会の設置	認知症施策推進 大綱		子供の貧困に関 する大綱改正	
2 年	社会福祉法の改 正				
3 年	改正社会福祉法 の施行 孤独・孤立対策 担当室の設立	改正介護保険法 施行		子育て支援法改 正	生活困窮者自立 支援法改正
4 年			障害者総合支援 法改正	児童福祉法改正	
5 年				こども基本法施行 こども家庭庁創設	

社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

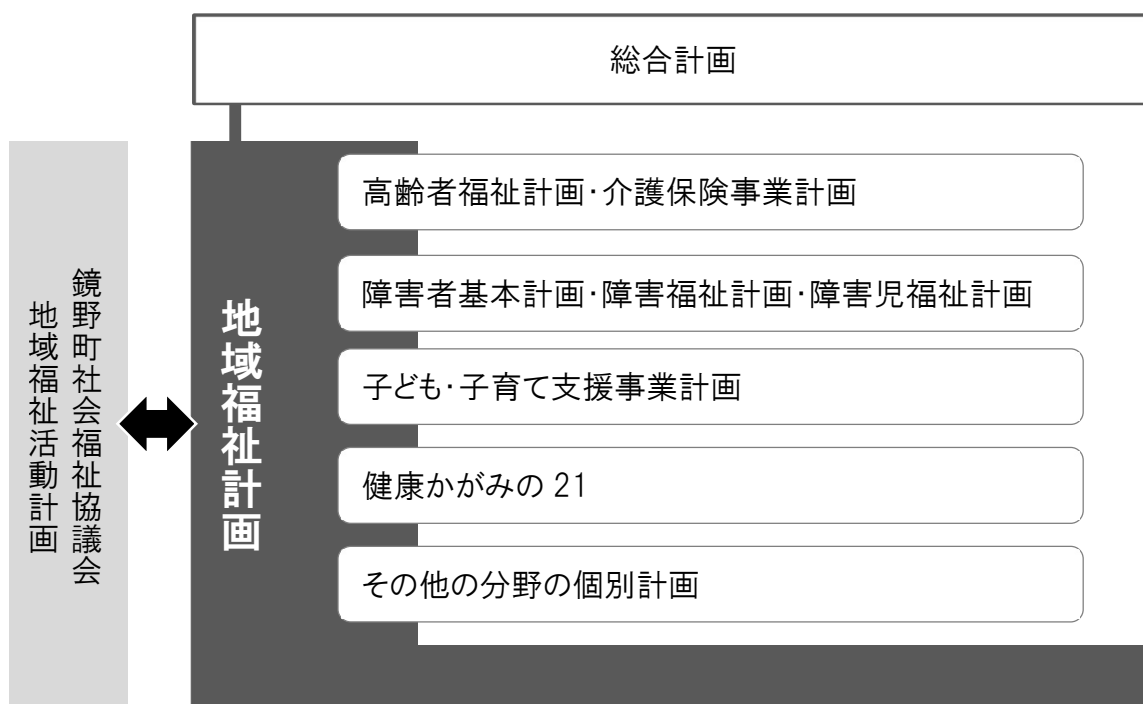
3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づき市町村が策定する「市町村地域福祉計画」であり、地域福祉を推進していくための理念や仕組みをつくり、総合的な方向性を示すものです。

総合計画を上位計画とし、福祉に関する個別計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画・障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康かがみの 21）における地域福祉施策の基本的な方向性を示すものです。

また、町民の活動計画として、社会福祉協議会が町民と共に策定した「地域福祉活動計画」と、鏡野町が目指す地域共生社会の姿を共有しながら、相互に連携を図っていきます。



■「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

地域福祉計画

- 社会福祉法 107 条に基づく「市町村福祉計画」であり、町の行政計画。
- 福祉サービスの適切な利用や社会福祉の健全な発達、地域福祉活動への住民参加の促進など、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるもの。

整合

地域福祉活動計画

- 法律上の規定はなく、社会福祉協議会が策定する民間計画。
- 地域住民や民間団体（民間事業所）などが地域福祉のために何ができるのかを考える行動計画。

4 計画の期間

本計画は、2024 年度から 2028 年度までの5か年を計画期間とします。

	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度
総合計画	第2次総合計画		第3次総合計画				
地域福祉計画	本計画					第3次(～2033)	
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)	第3次			第4次(～2031)			
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第9期		第10期			第11期	
障害者基本計画	第3次(～2031)						
障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第7期・第3期			第8期・第4期			第9期
子ども・子育て 支援事業計画	第2期	第3期			第4期		
健康かがみの 21	第2次	第3次(～2034)					

5 圏域の範囲の考え方

地域福祉を進めていくためには、町全体で取り組むこと、町内各地域で取り組むこと、町民が暮らす身近な地区で取り組むことなど、それぞれのエリアに応じた体制を整備し、効果的な活動を図ることが必要です。

そのため、鏡野町では、4層からなる圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備していくこととします。

■4層構造の圏域

町全域

町の基本的なサービスや町内各地域への支援、専門性の高い相談への対応など、専門的・広域的な対応を図ります。

4地域(旧町村)

活動団体の情報交換や連携を図り、圏域内の福祉課題やニーズの掘り起こしを行うとともに、それを解決する取り組みを開発します。

将来的に、福祉関係機関同士等の顔の見える関係づくりを構築し、包括的な相談体制の取り組みを行います。

12 公民館区

地域の情報や、各地域の状況を共有するとともに、地域課題の把握や解決に向けて意見交換を行います。

93 自治会・地区

地域での支え合い活動や見守り活動とともに、災害時に避難所運営等を図る防災体制づくりなどを行います。

第2章 鏡野町ってどんなまち？

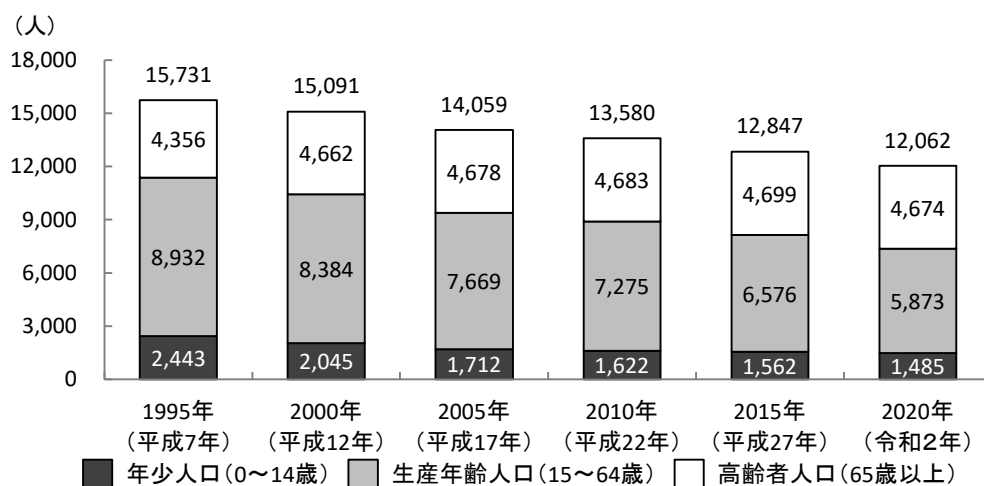
1 人口や世帯の状況

(1) 総人口の推移

総人口は、年々減少しており、2020年(令和2年)では12,062人となっています。年少人口(0～14歳)と生産年齢人口(15～64歳)は減少する一方で、平成22年までは高齢者人口(65歳以上)が増加してきましたが、平成27年以降は減少に転じています。

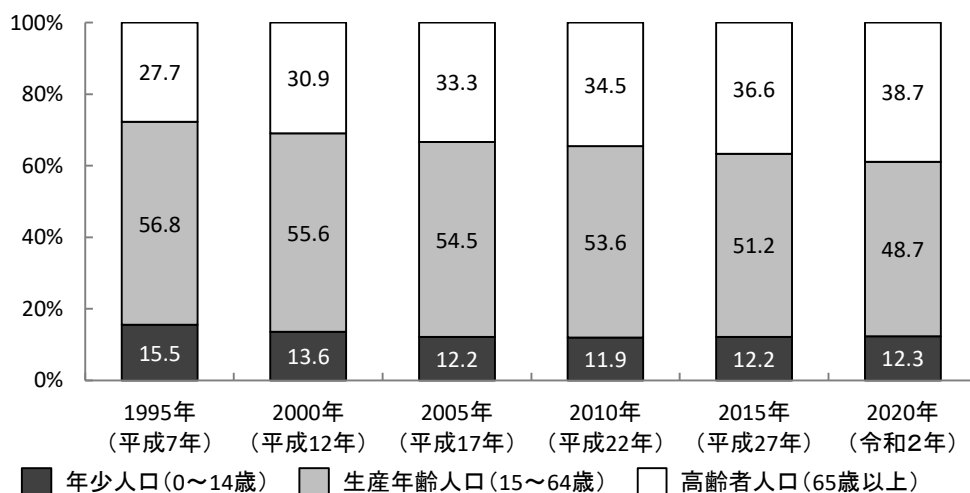
また、高齢化率は増加傾向にあり、2020年(令和2年)において38.7%となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

■年齢3区分別人口割合推移



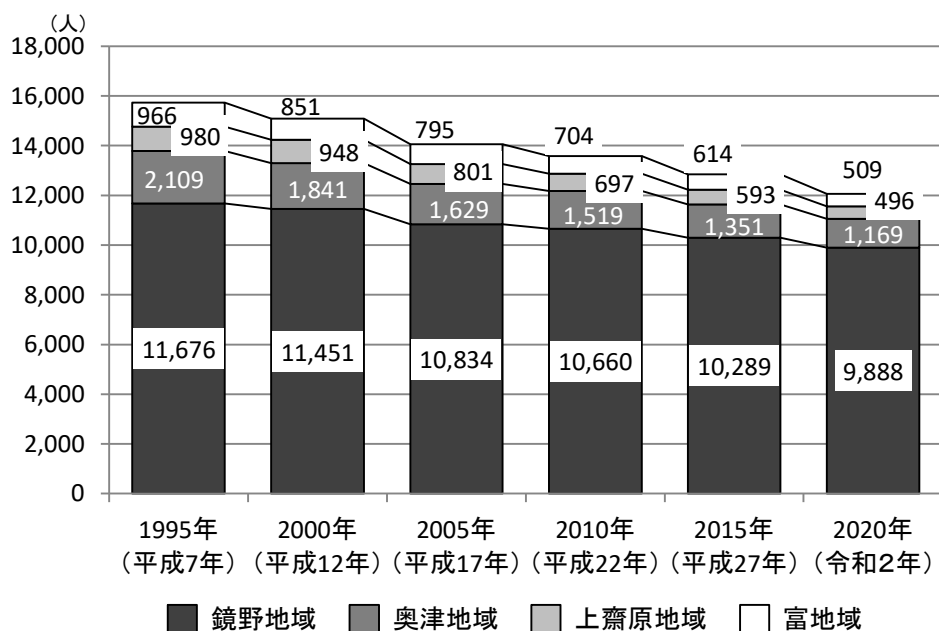
資料：国勢調査

(2) 地域別人口の推移

地域別の人口の推移をみると、すべての地域において減少傾向となっています。

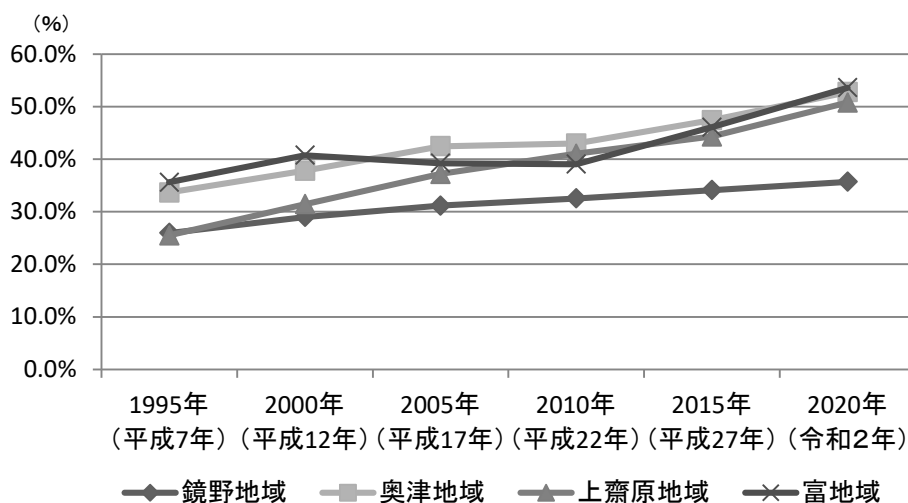
また、高齢化率はすべての地域で上昇傾向となっており、2020 年(令和2年)では、奥津地域、上齋原地域、富地域で4割以上となっています。

■地域別人口の推移



資料：国勢調査

■高齢化率の推移

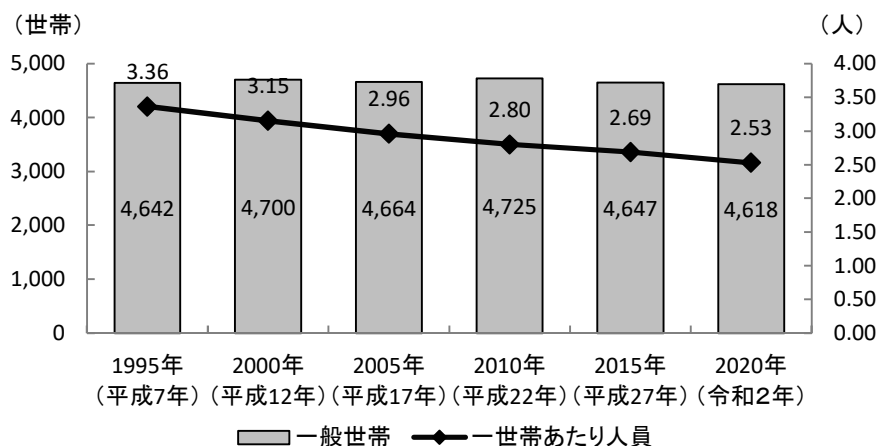


資料：国勢調査

(3) 世帯の状況

世帯数は、増減を繰り返していますが、一世帯あたりの人員は年々減少しています。

■世帯数の推移

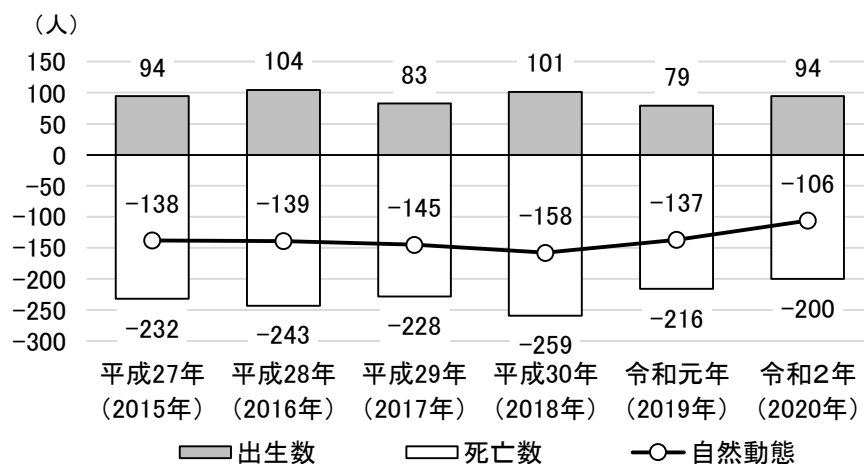


資料：国勢調査

(4) 自然動態人口(出生数・死亡数)の状況

出生数と死亡数の推移をみると、ともに増減を繰り返しています。2020年(令和2年)では出生数は94人、死亡数は200人となっており、死亡数が出生数を上回る自然減が続いています。

■出生数と死亡数の推移



資料：岡山県衛生統計年報

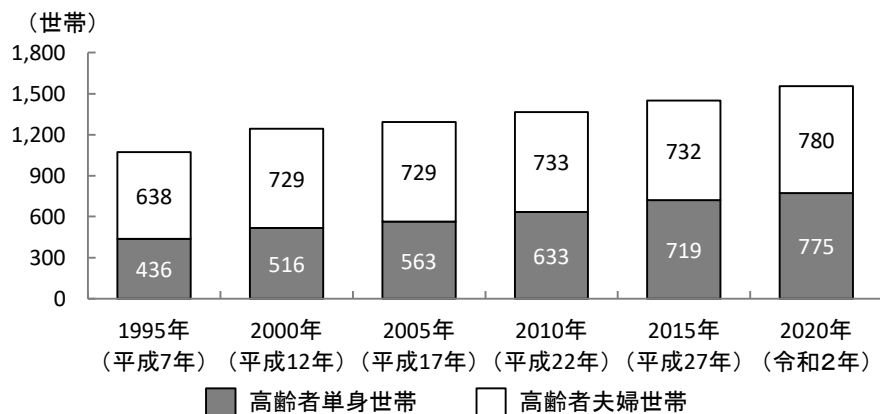
2 支援を必要とする町民の状況

(1) 高齢者の状況

① 高齢者のみ世帯の状況

高齢者のみ世帯の推移をみると、高齢者単身世帯と高齢者夫婦世帯は増加傾向にあり、2020年(令和2年)では、高齢者のみ世帯の約半数が高齢者単身世帯となっています。

■高齢者のみ世帯の推移

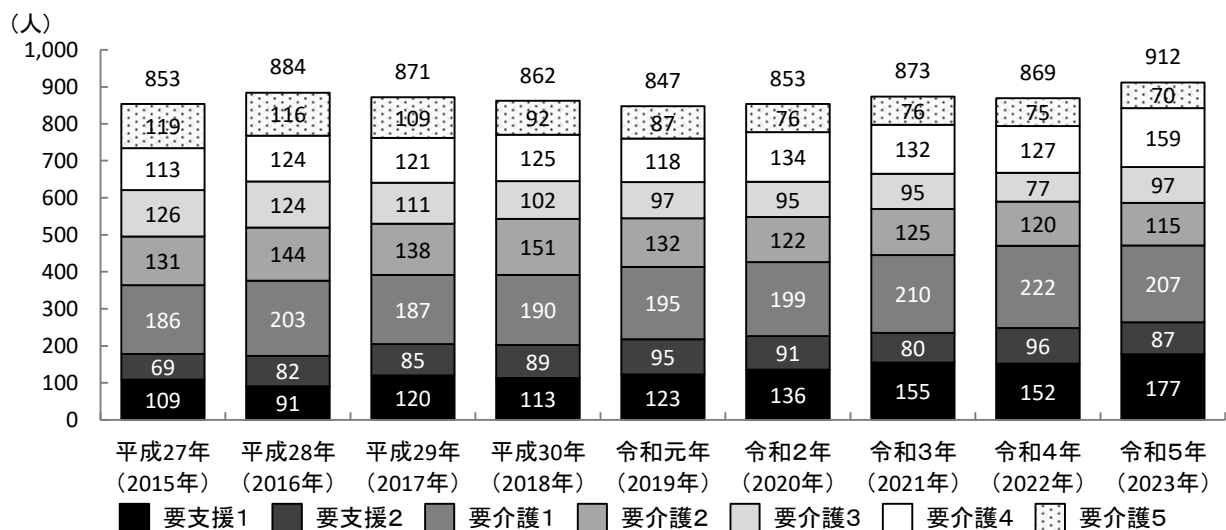


資料：国勢調査

② 要支援・要介護認定者数の状況

要支援・要介護認定者数は、増減を繰り返していましたが、2022年(令和4年)から2023年(令和5年)にかけて43人増加しています。内訳をみると、要支援1と要介護4に認定者が大きく増加しています。

■要支援・要介護認定者数の推移

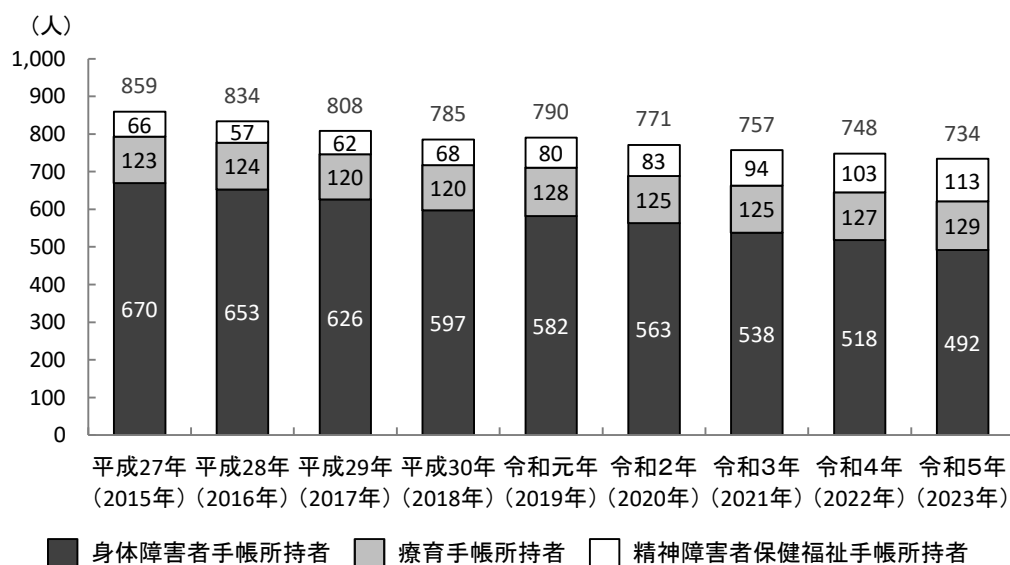


資料：厚生労働省 介護保険事業状況報告（暫定）（各年3月末）

(2) 障害者の状況

障害者手帳所持者数は年々減少しており、特に身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。一方で、療育手帳所持者数は横ばい、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

■障害者手帳所持者数の推移

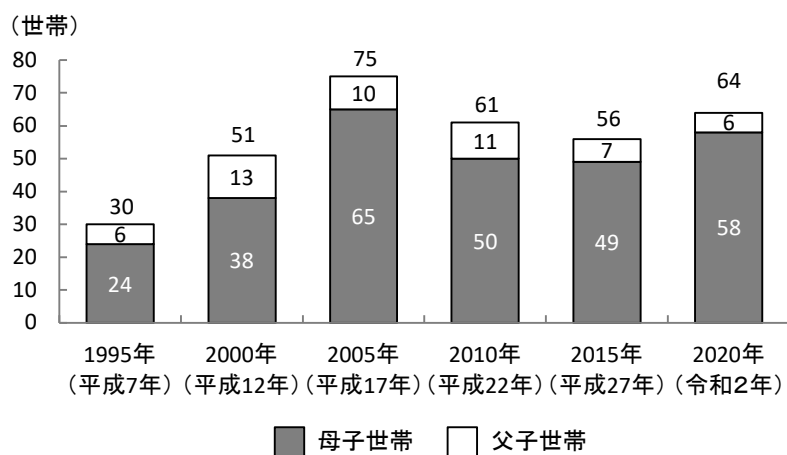


資料：町役場調べ（各年4月1日）

(3) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯は2005年(平成17年)以降減少してきましたが、2020年(令和2年)は増加に転じ、58世帯となっています。父子世帯は、増減を繰り返しており、2020年(令和2年)には6世帯となっています。

■ひとり親世帯の推移

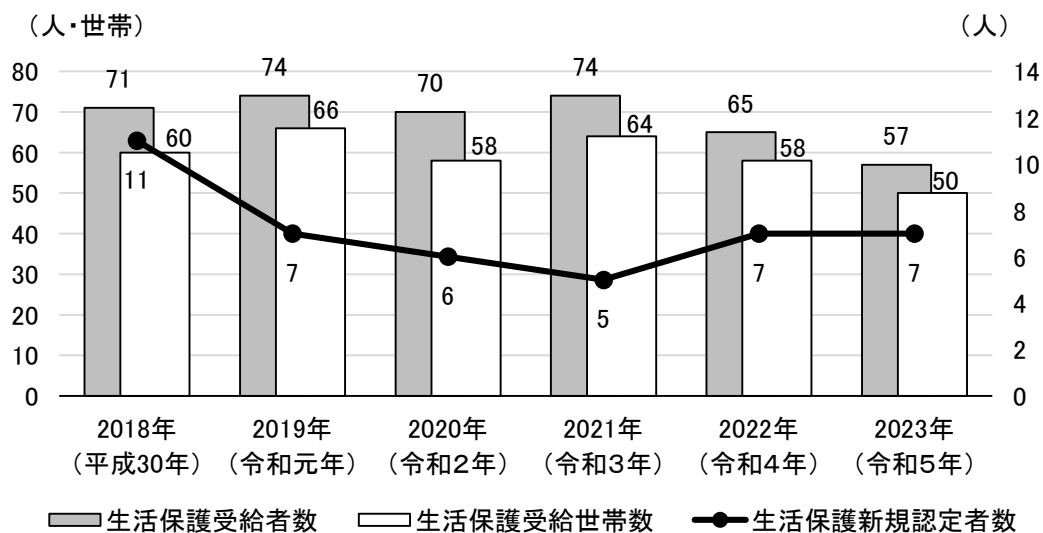


資料：国勢調査

(4) 生活保護受給者数及び受給世帯数の状況

生活保護受給者数及び受給世帯数の推移をみると、2021 年(令和3年)以降減少傾向で推移しています。新規認定者数は 2021 年(令和3年)までは減少傾向となっていました、2022 年(令和4年)以降は7人で推移しています。

■生活保護受給者数及び受給世帯数の推移



資料：鏡野町総合福祉課（各年4月1日現在）

3 アンケート調査からみる現状

(1)調査の目的

本計画の策定にあたり、町民の皆様の福祉に対する考え方、地域活動への参加状況などを把握するとともに、ご意見・ご要望を広くお聞きし、計画策定に反映するために調査を実施しました。

【20 歳以上住民】

調査対象者	鏡野町内にお住まいの 20 歳以上の住民から無作為抽出		
調査数	1,000 名		
調査方法	郵送による配布、郵送による回収		
調査票回収数	455 件	回収率	45.5%

【福祉活動関係者】

調査対象者	鏡野町内で福祉活動関係の仕事をしている方から無作為抽出		
調査数	100 名		
調査方法	郵送による配布、郵送による回収		
調査票回収数	62 件	回収率	62.0%

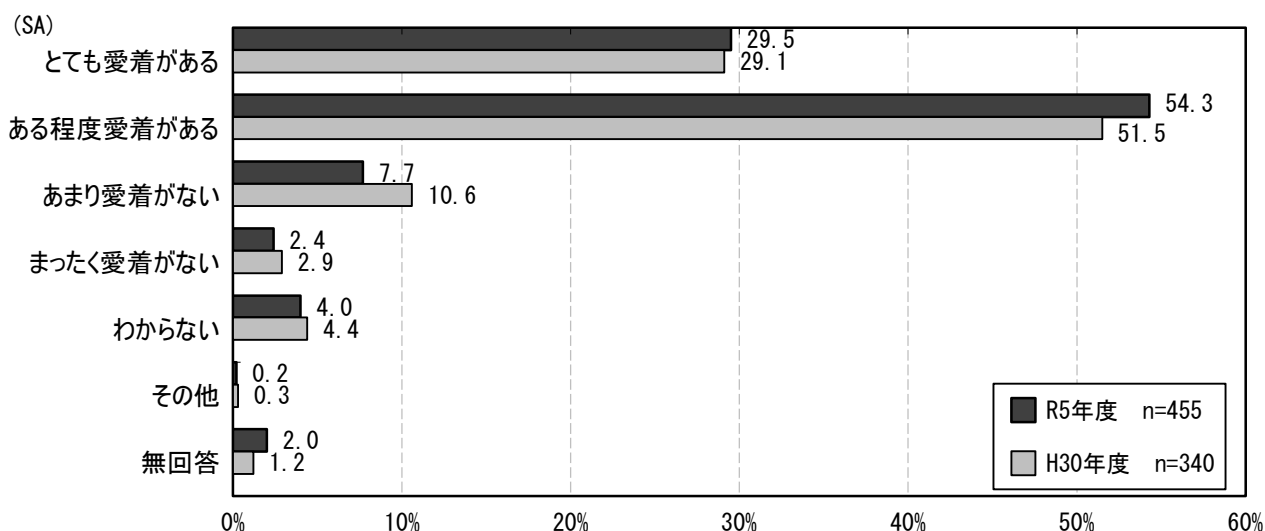
(2)調査結果(抜粋)

【20 歳以上住民対象】

① 住んでいる地域への愛着

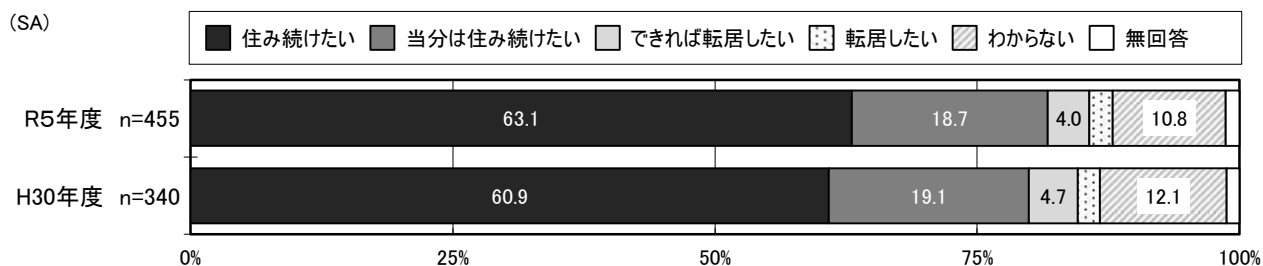
お住まいの地域への愛着について、『愛着がある』層(「とても愛着がある」+「ある程度愛着がある」)は8割以上を占めています。前回の調査と比較して、大きな差はみられません。

■地域への愛着について(単数回答 経年比較)



今後も住み続けたいかという問に対しては、『住み続けたい』層(「住み続けたい」+「当分は住み続けたい」)が約8割を占めています。前回の調査と比較して、大きな差はみられません。

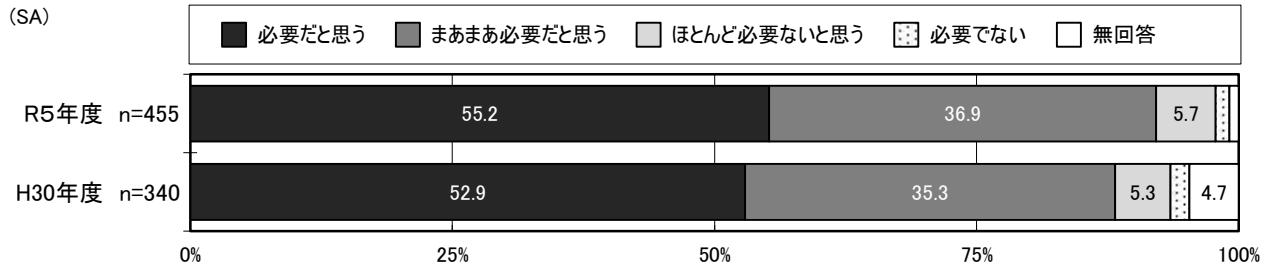
■今後も住み続けたいと思うか(単数回答 経年比較)



② 地域での人との付き合いや関わりの必要性（単純回答）

地域での人との付き合いや関わりの必要性について、『必要だと思う』層（「必要だと思う」+「まあまあ必要だと思う」）が9割近くを占めています。

■地域での人との付き合いやかかわりが必要だと考えるか（単数回答 経年比較）



年齢別にみると、年齢層が高いほど「必要だと思う」の割合が高くなる傾向がみられます。

■地域での人との付き合いやかかわりが必要だと考えるか（年齢別）

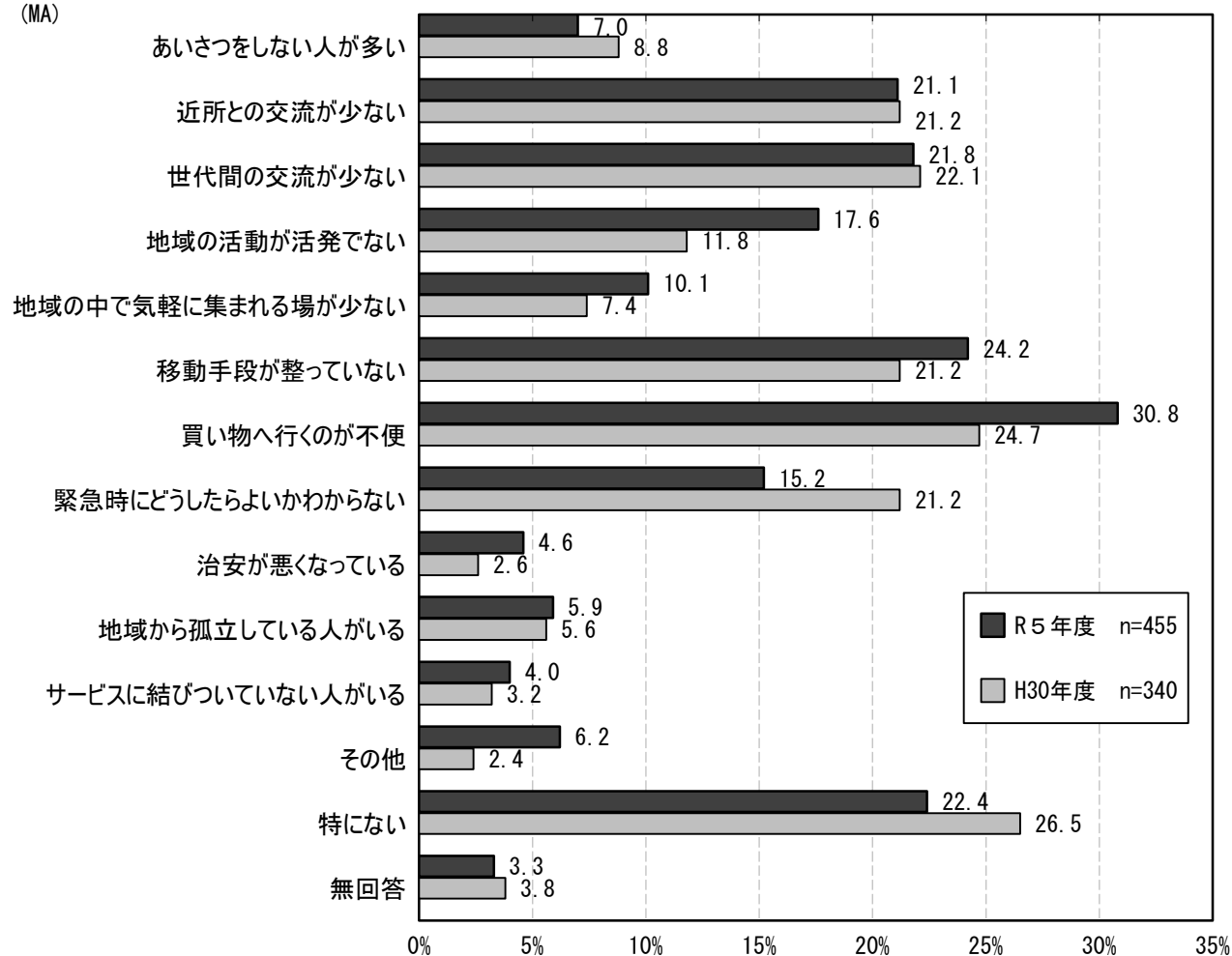
	年齢区分				
	全体 n=455	20～39歳 n=81	40～59歳 n=105	60～74歳 n=102	75歳以上 n=129
必要だと思う	55.2	29.6	42.9	66.7	72.1
まあまあ必要だと思う	36.9	44.4	51.4	28.4	27.1
ほとんど必要ないと思う	5.7	17.3	4.8	4.9	—
必要でない	1.3	6.2	1.0	—	—
無回答	0.9	2.5	—	—	0.8

③ 住んでいる地域の中で課題に感じること

地域の中で課題に感じることにについて、「買い物へ行くのが不便」が 30.8%で最も高く、次いで「移動手段が整っていない」が 24.2%で続いています。前回の調査と比較すると、「地域の活動が活発でない」「買い物へ行くのが不便」の割合が高くなっています。

■あなたの住んでいる地域の中で課題に感じること(複数回答 経年比較)

(MA)

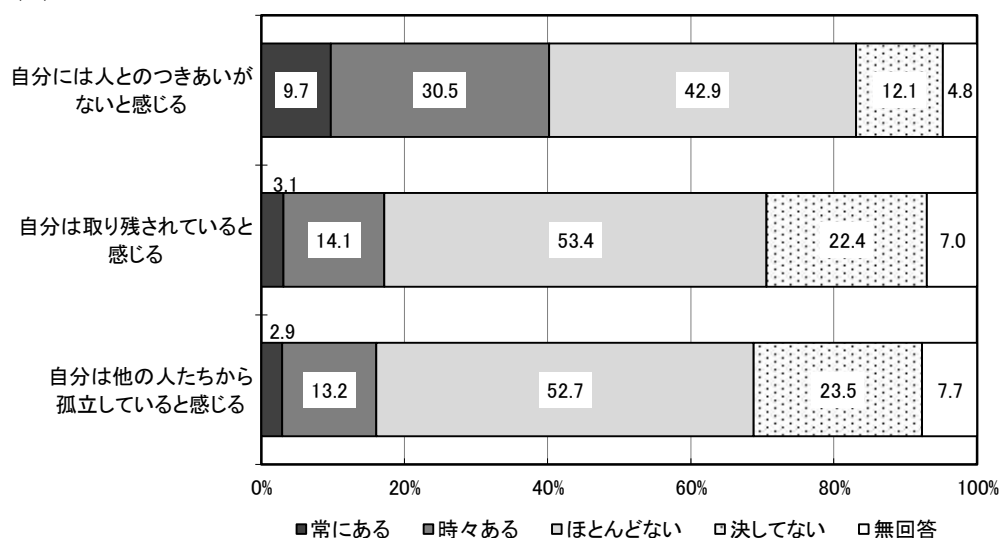


④ 孤独・孤立の状況

孤独感の状況について、「常にある」「時々ある」を合わせた割合が高いのは「自分には人とのつきあいが無いと感じる」で40.2%となっています。

■孤独感を感じる頻度(単数回答)

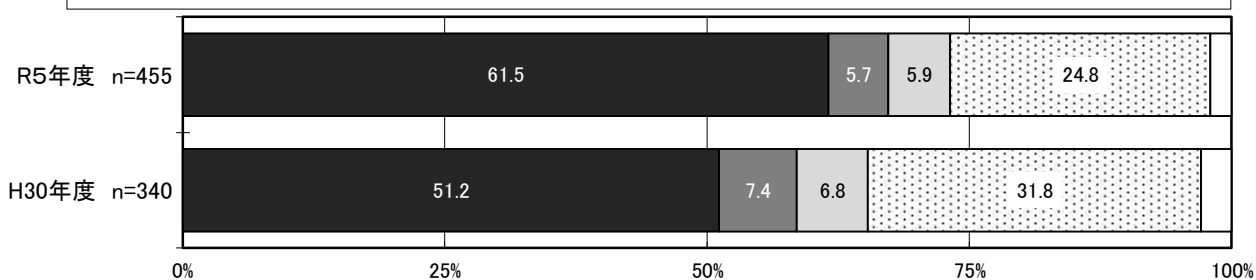
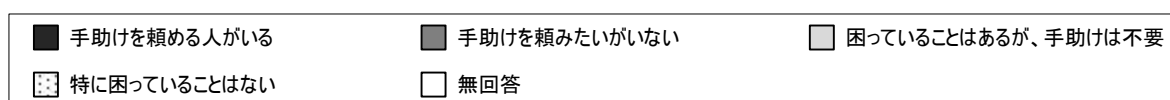
(SA) n=455



近所に手助けを頼める人がいるかどうかについて、「手助けを頼みたいがない」の割合は5.7%となっています。前回の調査と比較すると、「手助けを頼める人がいる」の割合が高くなっています。

■日常生活で困ったときに手助けを頼める人がいるか(単数回答)

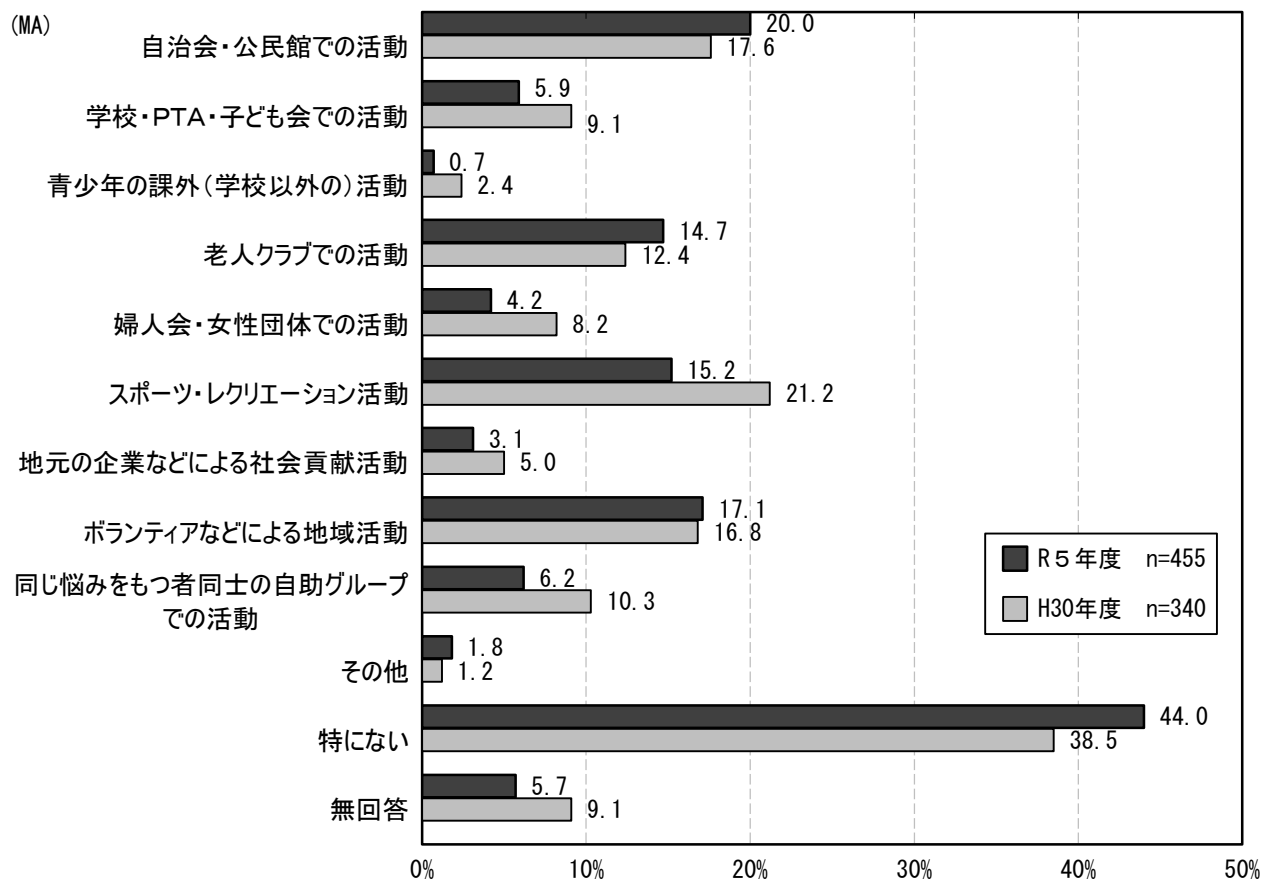
(SA)



⑤ 地域活動への関心について

地域活動への参加意向について、「特にない」の割合が 44.0%で最も高く、次いで「自治会・公民館での活動」が 20.0%、「ボランティアなどによる地域活動」が 17.1%で続いています。前回の調査と比較すると、「特にない」の割合が高くなっています。

■地域活動として参加してみたいもの(複数回答 経年比較)



年齢別にみると、「20～39 歳」において「特にない」の割合が高くなっています。

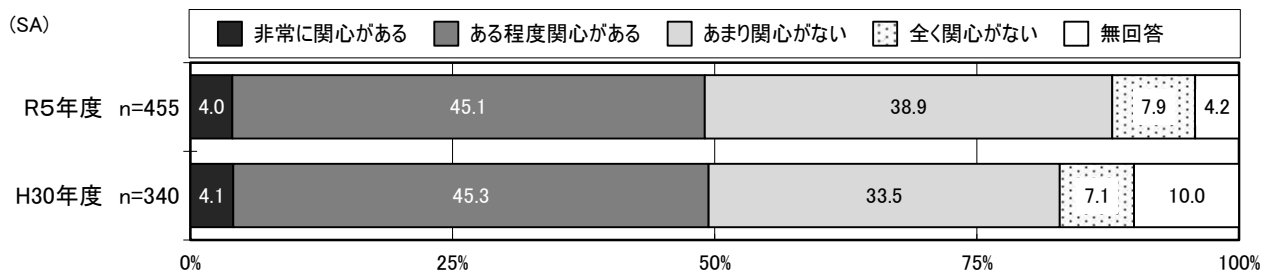
■地域活動として参加してみたいもの(年齢別)

	年齢区分				
	全体 n=455	20～39歳 n=81	40～59歳 n=105	60～74歳 n=102	75歳以上 n=129
自治会・公民館での活動	20.0	4.9	25.7	33.3	17.8
学校・PTA・子ども会での活動	5.9	14.8	6.7	3.9	2.3
青少年の課外(学校以外の)活動	0.7	1.2	1.9	—	—
老人クラブでの活動	14.7	—	1.9	28.4	24.0
婦人会・女性団体での活動	4.2	1.2	3.8	5.9	4.7
スポーツ・レクリエーション活動	15.2	12.3	12.4	20.6	14.7
地元の企業などによる社会貢献活動	3.1	2.5	3.8	3.9	1.6
ボランティアなどによる地域活動	17.1	12.3	24.8	21.6	10.9
同じ悩みをもつ者同士の自助グループでの活動	6.2	3.7	4.8	6.9	8.5
その他	1.8	—	1.0	2.0	3.9
特にない	44.0	61.7	42.9	35.3	37.2
無回答	5.7	—	1.9	3.9	15.5

⑥ 福祉に関するボランティア活動への関心について

福祉に関するボランティア活動について、「非常に関心がある」「ある程度関心がある」を合わせた割合は 49.1%となっています。前回の調査と比較すると、「あまり関心がない」の割合がやや高くなっています。

■福祉に関するボランティア活動への関心(単数回答)



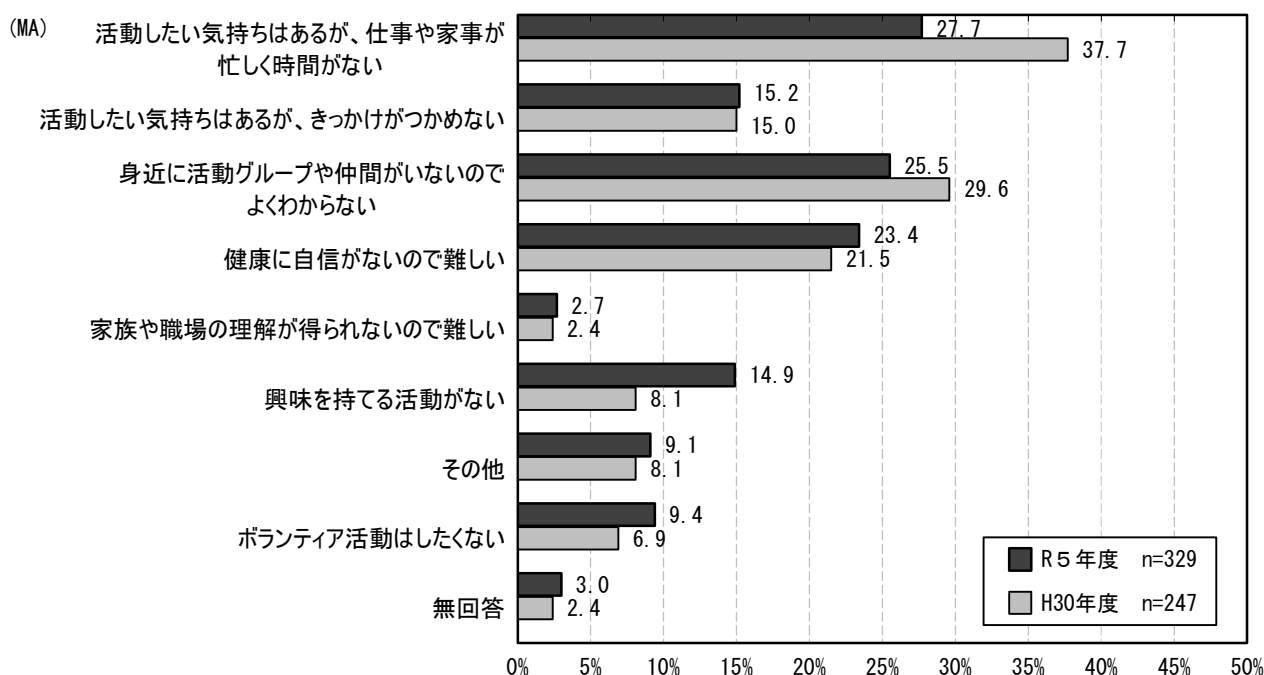
年齢別にみると、「20～39 歳」では「あまり関心がない」「全く関心がない」を合わせた割合が他の年齢層と比較して高くなっています。

■福祉に関するボランティア活動への関心(年齢別)

	年齢区分				
	全体 n=455	20～39歳 n=81	40～59歳 n=105	60～74歳 n=102	75歳以上 n=129
非常に関心がある	4.0	2.5	1.9	1.0	10.1
ある程度関心がある	45.1	27.2	45.7	57.8	45.0
あまり関心がない	38.9	49.4	43.8	38.2	27.9
全く関心がない	7.9	19.8	7.6	2.0	5.4
無回答	4.2	1.2	1.0	1.0	11.6

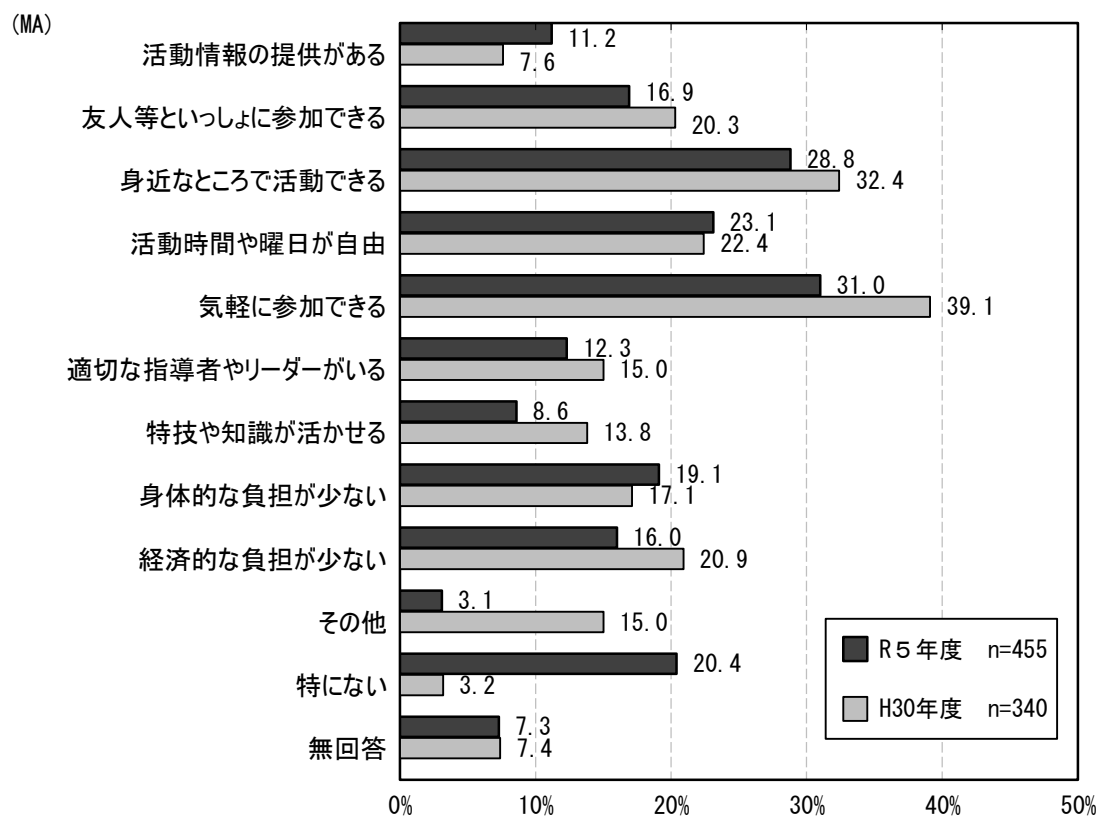
ボランティア活動に参加したことがない理由について、「活動したい気持ちはあるが、仕事や家事が忙しく時間がない」が 27.7%で最も高く、次いで「身近に活動グループや仲間がいないのでよくわからない」が 25.5%で続いています。前回の調査と比較すると、「興味を持てる活動がない」の割合が高くなっています。

■＜ボランティア経験のない人限定＞ボランティア活動に参加したことがない理由(複数回答 経年比較)



ボランティア活動に参加する条件として、「気軽に参加できる」が 31.0%で最も高く、次いで「身近なところで活動できる」が 28.8%、「活動時間や曜日が自由」が 23.1%が続いています。前回の調査と比較すると、「特にない」の割合が高くなっています。

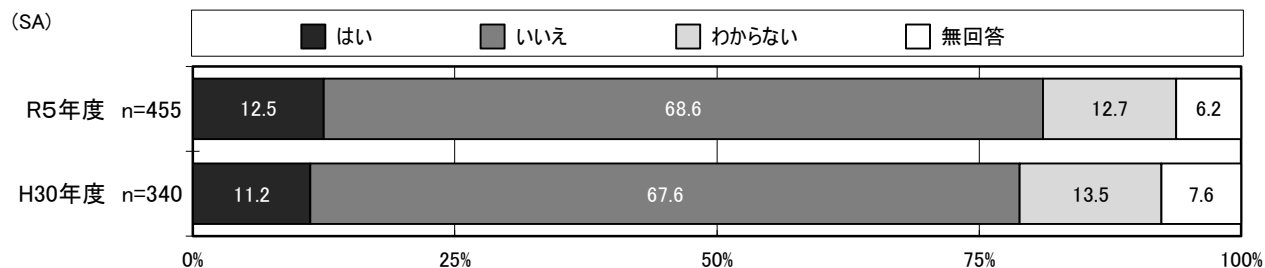
■ ボランティアに参加する条件(複数回答 経年比較)



⑦ 災害への備えについて

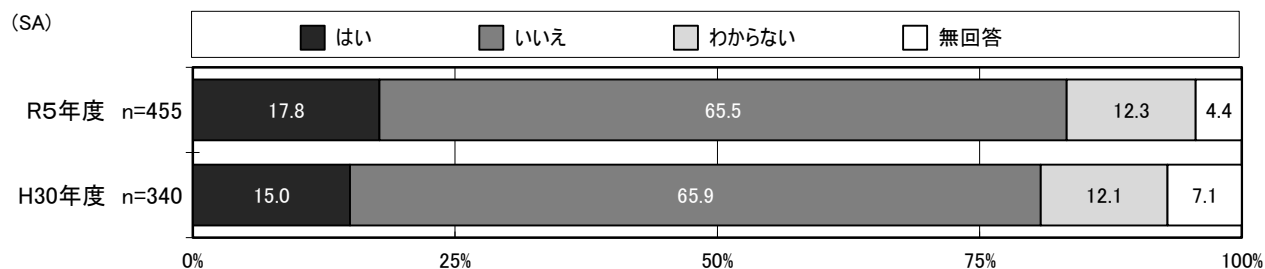
防災について、日頃から防災訓練に参加している割合は 12.5%となっています。前回の調査と比較して、大きな差はみられません。

■地域の防災訓練に参加しているか(単数回答 経年比較)



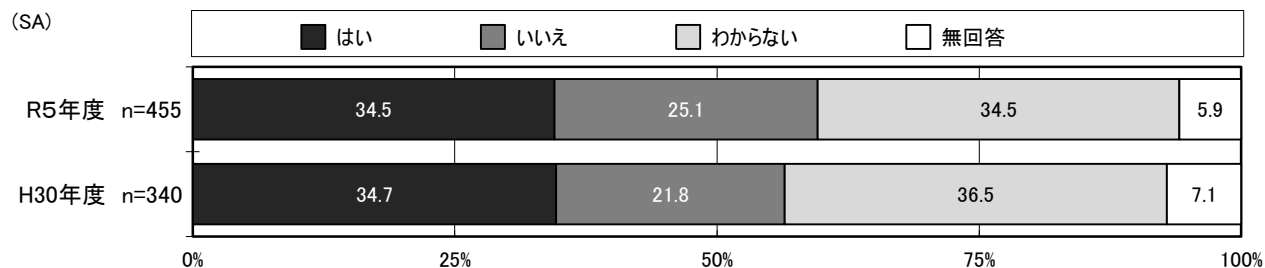
災害時の避難について、手助けが必要な割合は17.8%となっています。前回の調査と比較して、大きな差はみられません。

■災害などの緊急時に、避難所への誘導などの手助けが必要か(単数回答 経年比較)



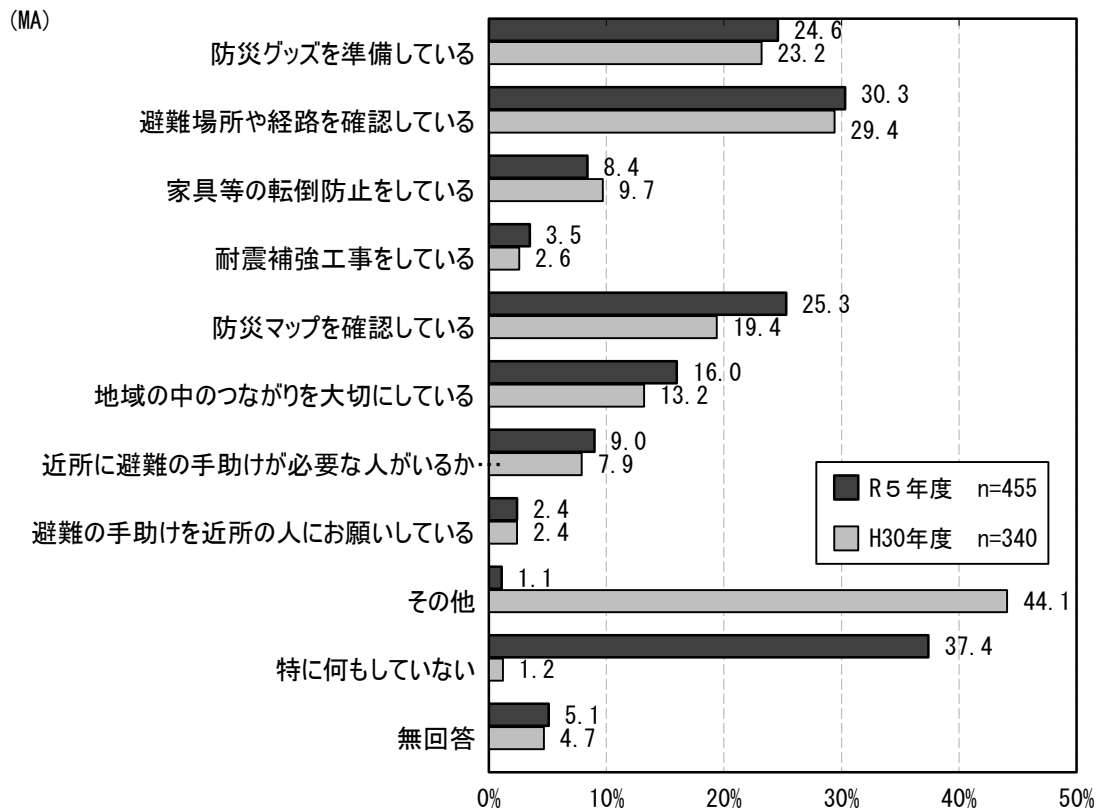
要支援者の手助けが可能と答えた割合は34.5%となっています。前回の調査と比較すると、「いいえ」の割合がやや高くなっています。

■災害などの緊急時に、高齢者世帯や障害者等の支援が必要な人の避難の手助けができるか(単数回答 経年比較)



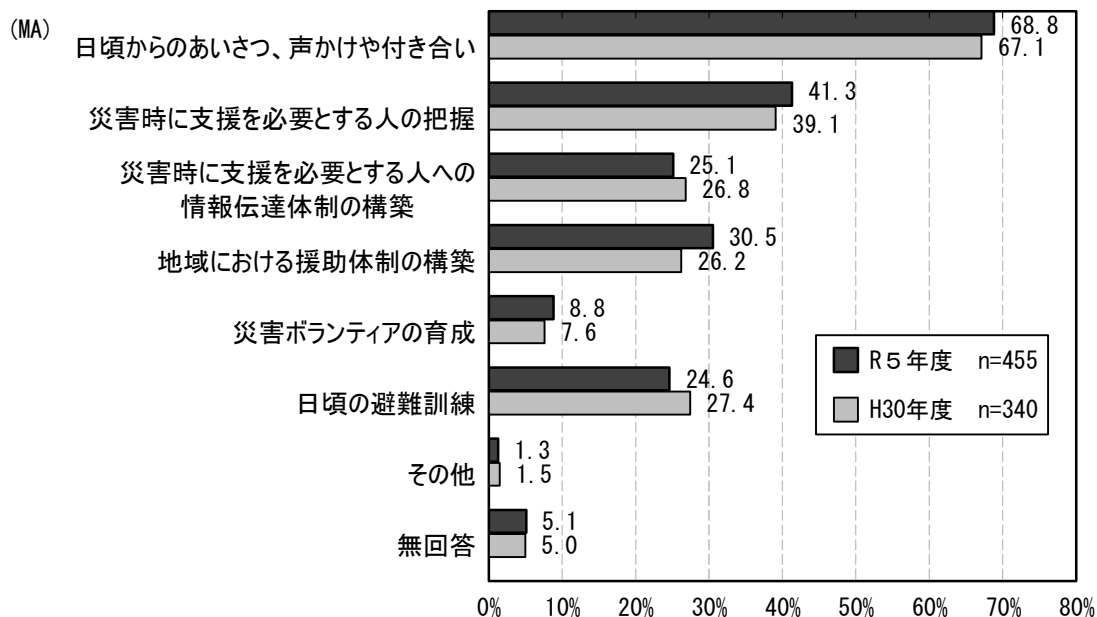
災害への備えについて、「特に何もしていない」が37.4%で最も高く、次いで「避難場所や経路を確認している」が30.3%、「防災マップを確認している」が25.3%で続いています。前回の調査と比較すると、「防災マップを確認している」「特に何もしていない」の割合が高くなっています。

■災害が起こった場合に備えてどのような準備をしているか(複数回答 経年比較)



災害時における助け合いを行う上で重要と思うことについて、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が68.8%で最も高く、次いで「災害時に支援を必要とする人の把握」が41.3%、「地域における援助体制の構築」が30.5%で続いています。

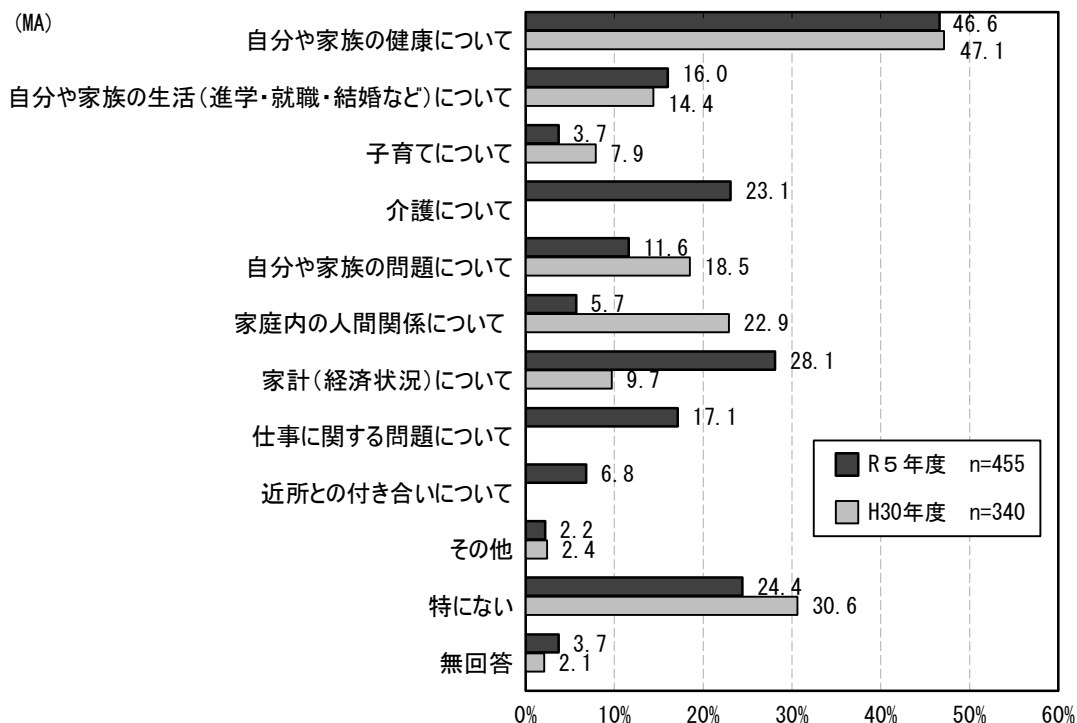
■災害時における助け合いを行う上で重要と思うこと(複数回答 経年比較)



⑧ 悩みや心配事について

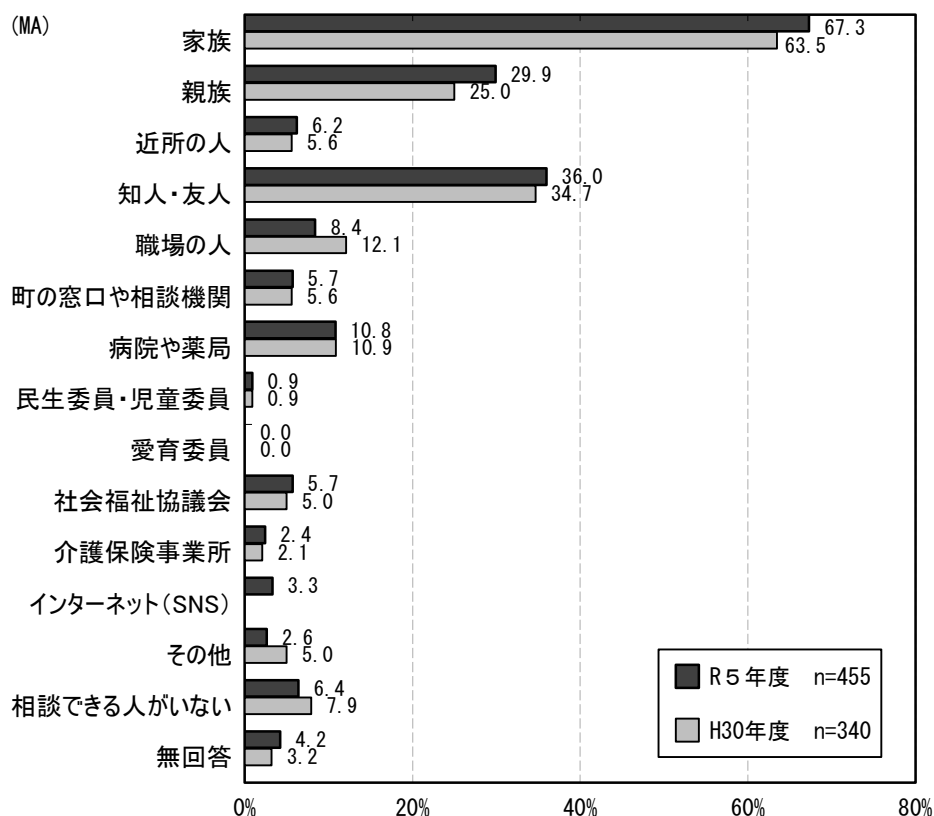
悩みや心配事について、「自分や家族の健康について」が 46.6%で最も高く、次いで「家計(経済状況)」について」が 28.1%で続いています。前回の調査と比較すると、「家計(経済状況)」について」の割合が高くなっています。

■現在の悩みや心配事(複数回答 経年比較)



相談先については、家族や友人知人など身近な人の割合が高く、「相談できる人がいない」の割合は 6.4%となっています。前回の調査と比較して、大きな差はみられません。

■悩みや心配事の相談先(複数回答 経年比較)

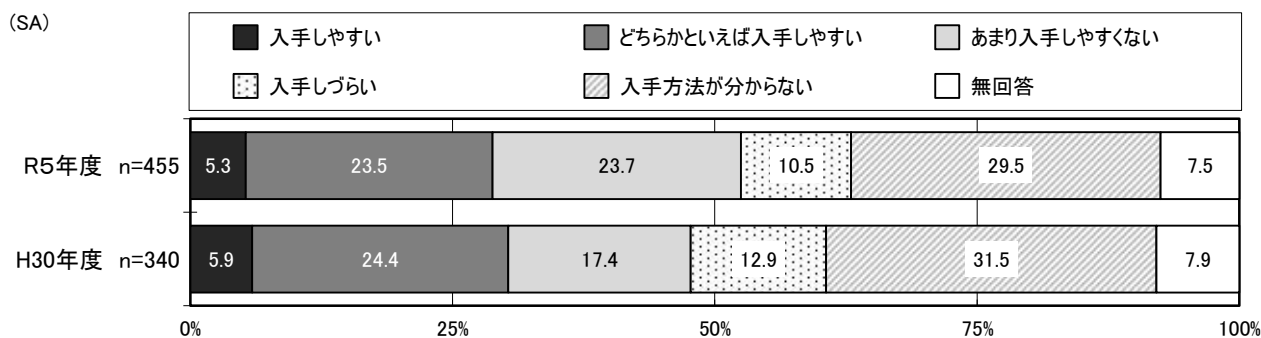


⑨ 福祉に関する情報の入手について

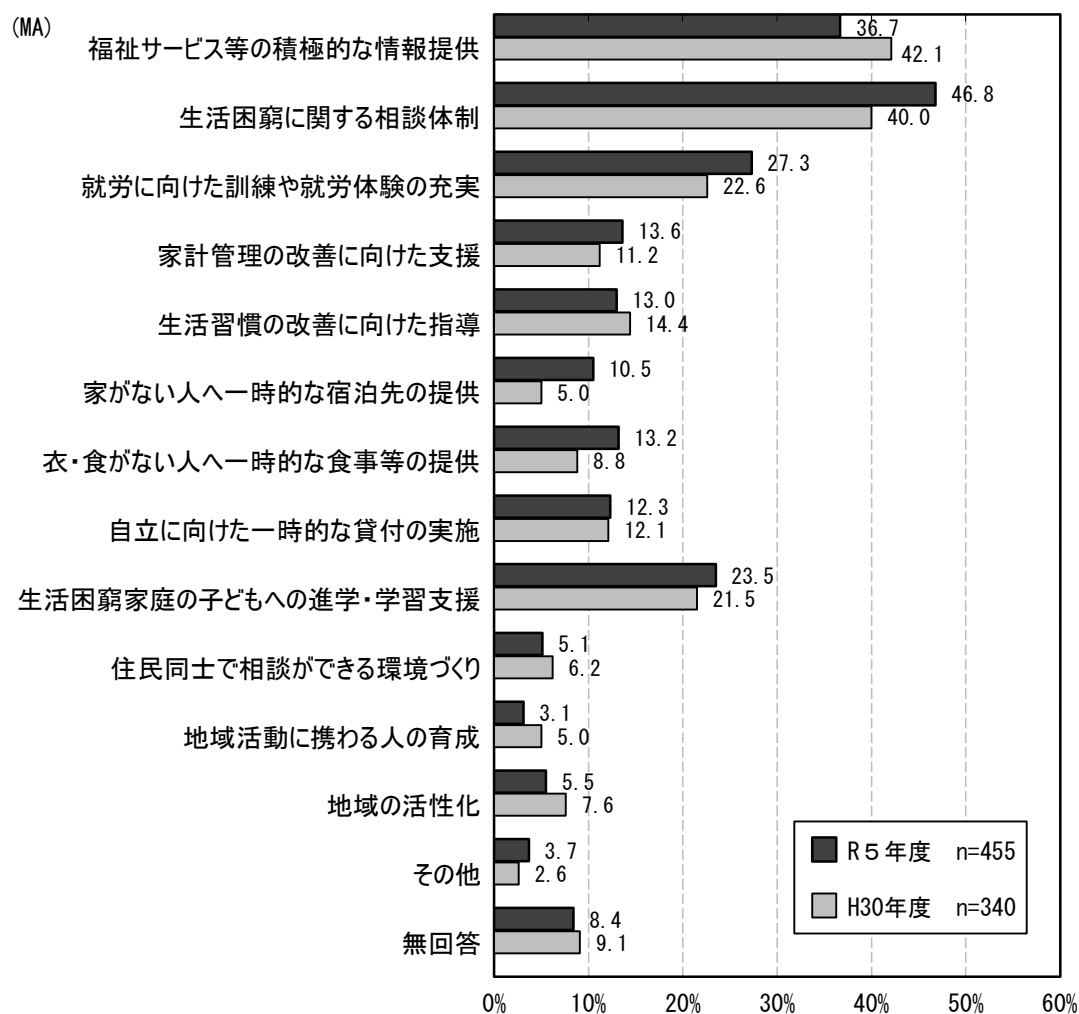
福祉に関する情報について、「入手方法がわからない」の割合は 29.5%で最も高くなっています。「入手しやすい」「どちらかといえば入手しやすい」を合わせた割合は 28.8%となっています。

入手したい情報について、「高齢者についてのサービス情報」が 46.8%で最も高く、次いで「健康づくりについての情報」が 27.0%、「経済的な支援についての情報」が 22.6%が続いています。

■福祉に関する情報の入手のしやすさ(単数回答 経年比較)



■福祉に関する情報として入手したいもの(複数回答)



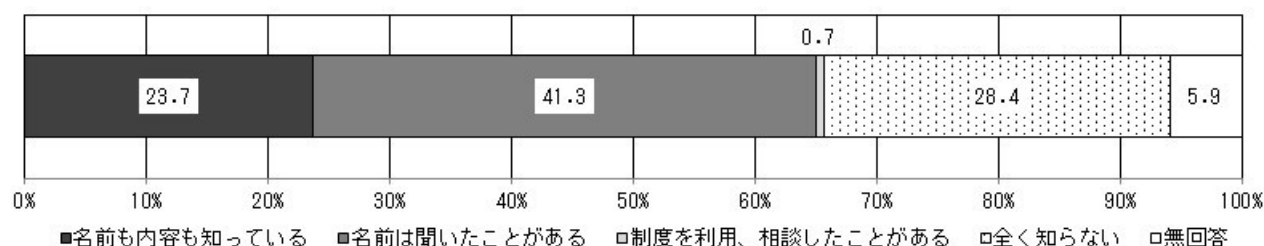
⑩ 成年後見制度について

成年後見制度の認知度について、「名前も内容も知っている」が 23.7%、「全く知らない」が 28.4%となっています。

利用意向について、「利用したい」は 22.2%、「利用するつもりはない」は 21.8%、「わからない」は 51.4%となっています。「利用するつもりはない」「わからない」の理由として、「制度をよく知らないから」が 40.5%で最も高く、次いで「利用する必要がなさそうだから」が 37.5%、「後見人であっても他人に財産など個人的なことに関わってほしくないから」が 20.1%で続いています。

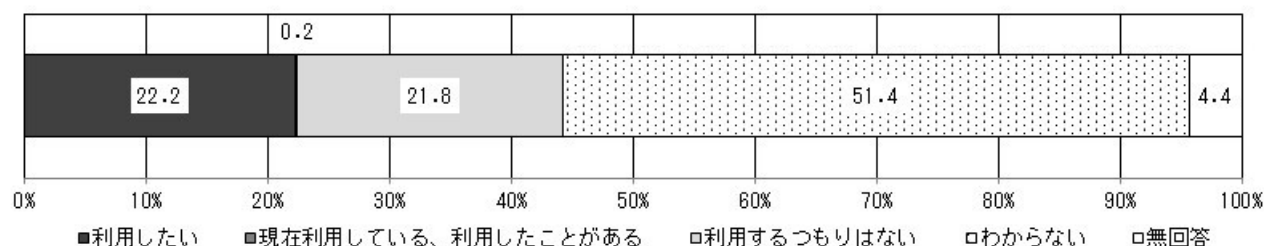
■成年後見制度の認知度(単数回答)

(SA) n=455



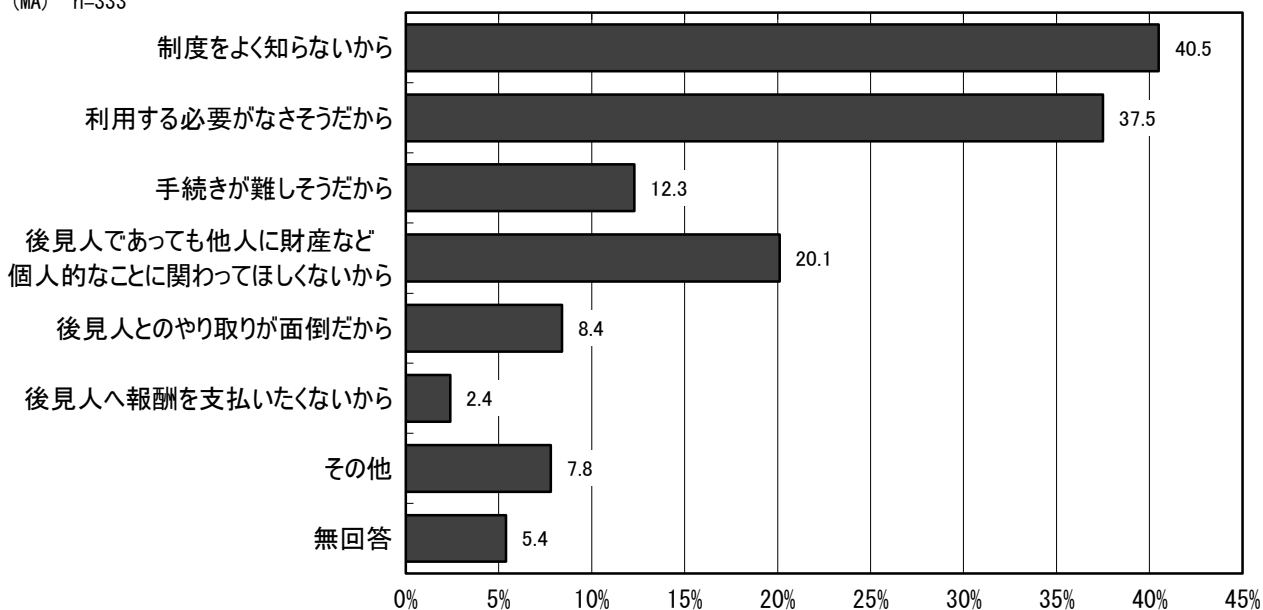
■成年後見制度の利用意向(単数回答)

(SA) n=455



■＜「利用するつもりはない」「わからない」と回答した人限定設問＞利用意向のない理由(単数回答)

(MA) n=333

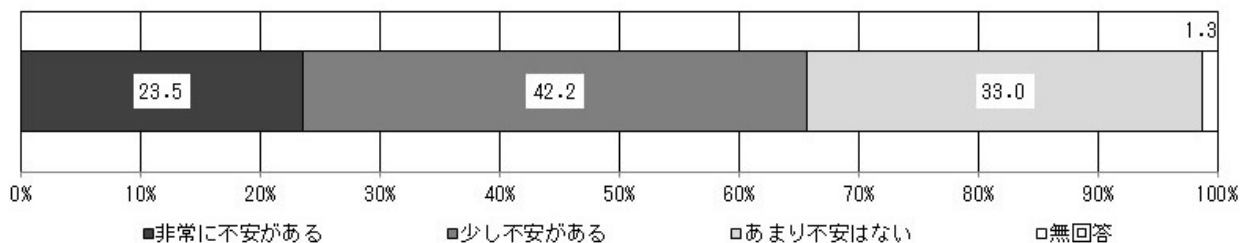


⑪ 生活困窮者支援について

経済的な不安の有無をみると、「非常に不安がある」「少し不安がある」を合わせて 65.7%の人が経済的な不安を感じています。生活困窮者を地域で支えることについては、「とても必要だと思う」「必要だと思う」を合わせて 57.8%の人が必要性を感じています。

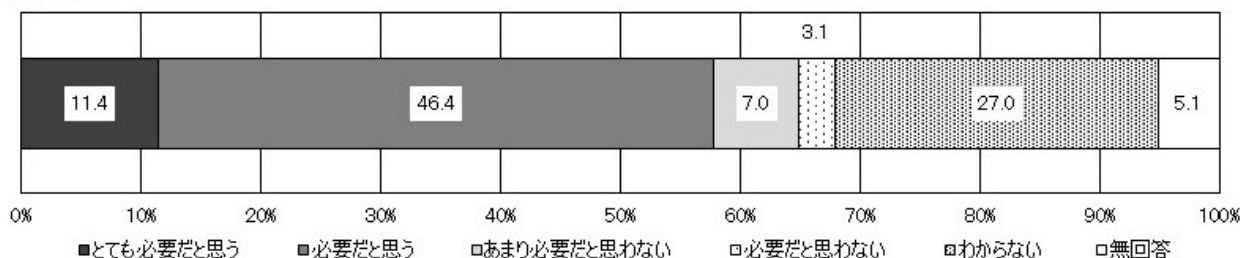
■経済的な不安の有無(単数回答)

(SA) n=455



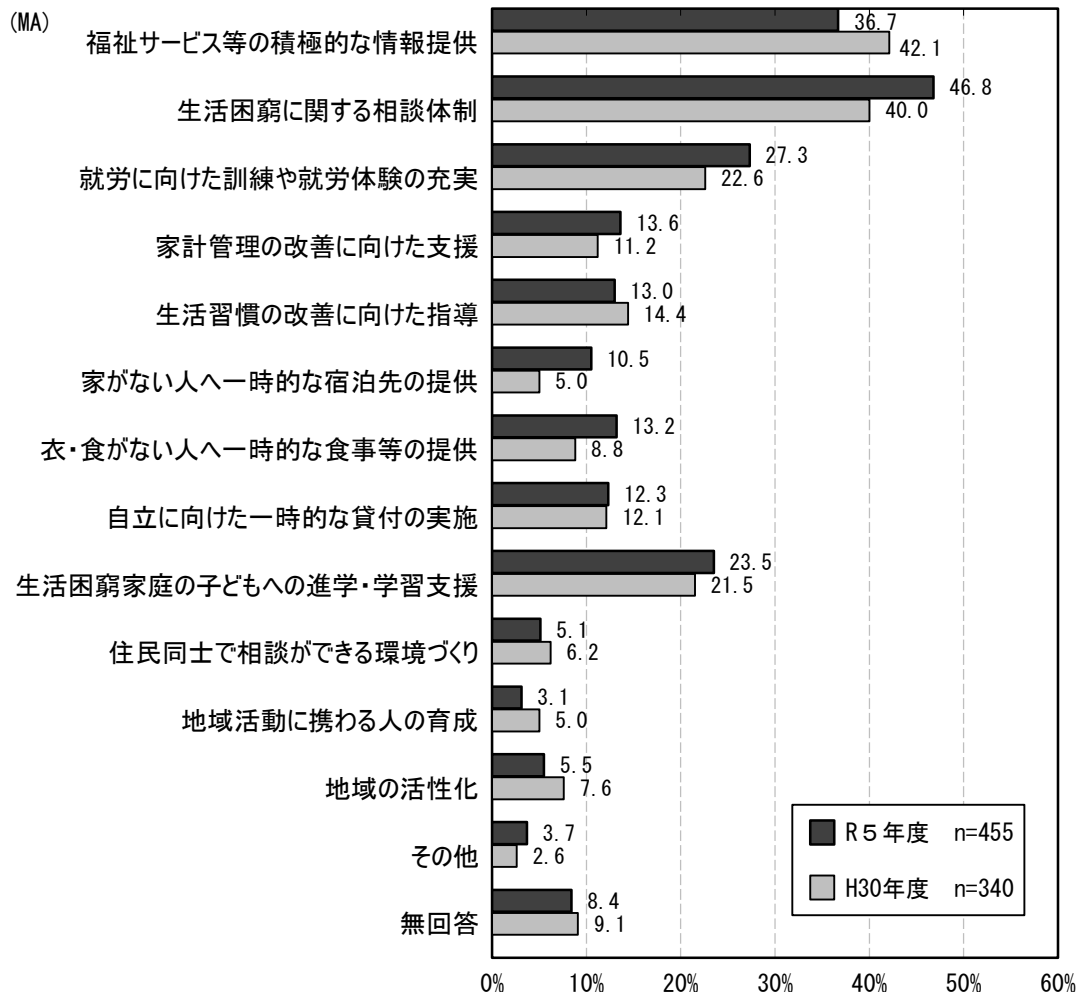
■生活困窮者を地域で支えることについて(単数回答)

(SA) n=455



生活困窮者への支援として必要なものについて、「生活困窮に関する相談体制」が 46.8%で最も高く、次いで「福祉サービス等の積極的な情報提供」が 36.7%、「就労に向けた訓練や就労体験の充実」が 27.3%で続いています。前回の調査と比較すると「生活困窮に関する相談体制」「就労に向けた訓練や就労体験の充実」「家がない人への一時的な宿泊先の提供」「衣・食がない人へ一時的な食事等の提供」の割合が高くなっています。

■生活困窮者支援として必要と思うこと(複数回答)

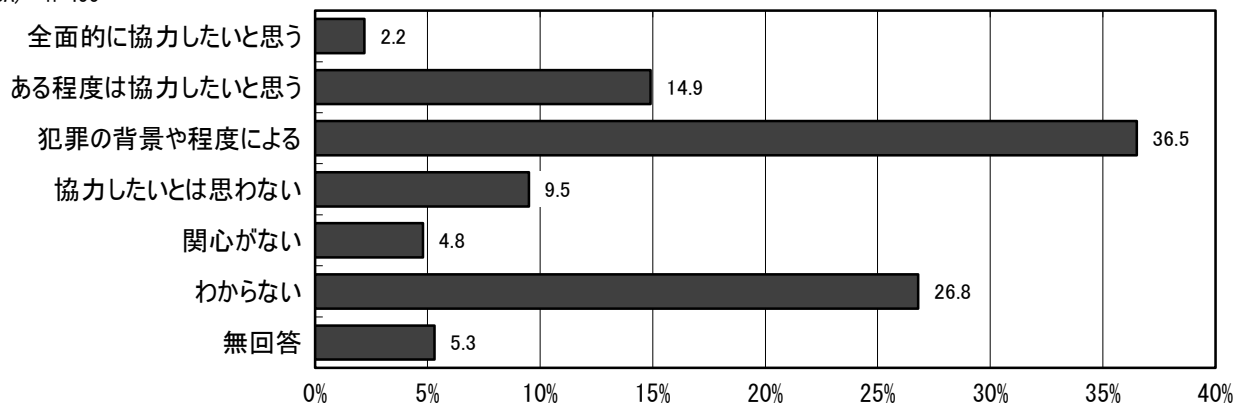


⑫ 再犯防止について

再犯防止への協力意向について、「全面的に全面的に協力したいと思う」「ある程度は協力したいと思う」を合わせて 17.1%が協力したいと回答しています。最も割合が高いのは「犯罪の背景や程度による」で 36.5%となっています。

■再犯防止の活動への協力意向(単数回答)

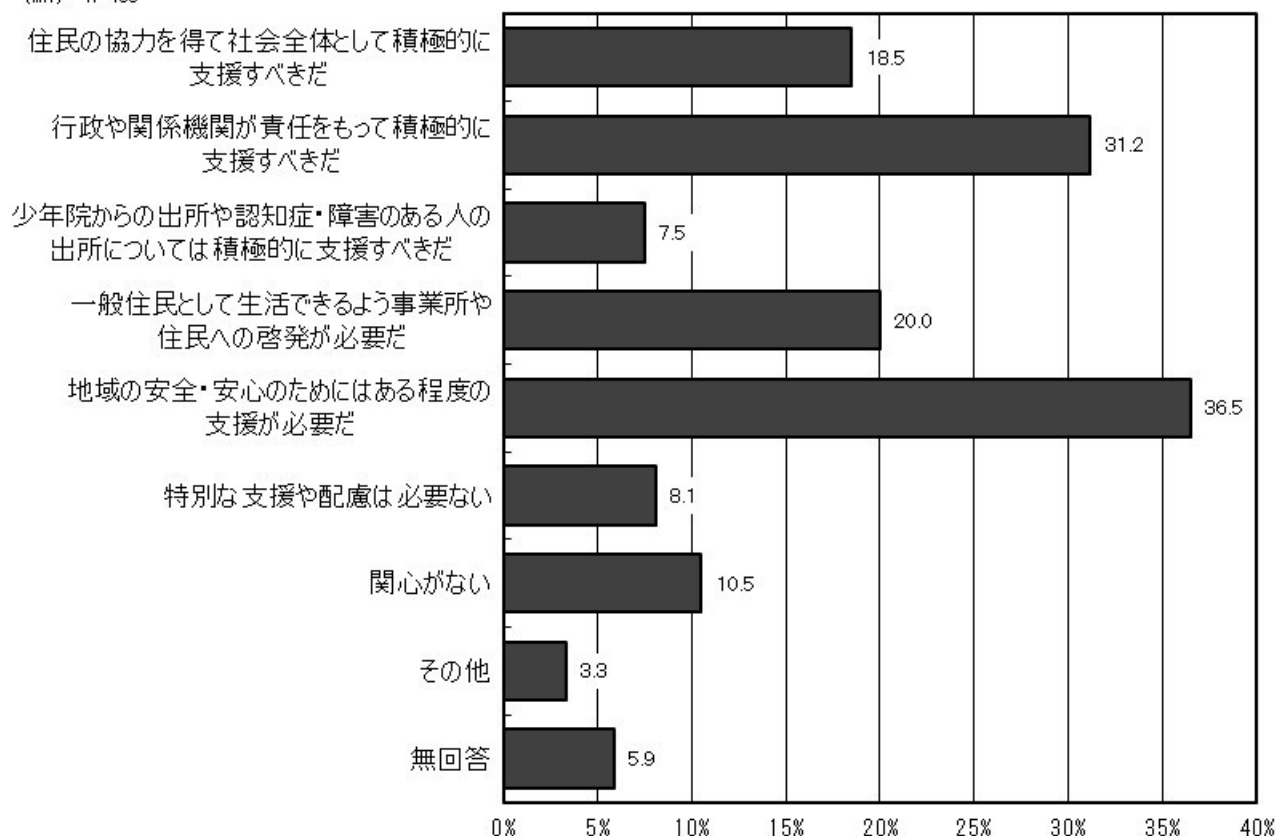
(SA) n=455



再犯防止の活動への考えについて、「地域の安全・安心のためにはある程度の支援が必要だ」が 36.5%で最も高く、次いで「行政や関係機関が責任をもって積極的に支援すべきだ」が 31.2%、「一般住民として生活できるよう事業所や住民への啓発が必要だ」が 20.0%で続いています。

■再犯防止の活動への考え(単数回答)

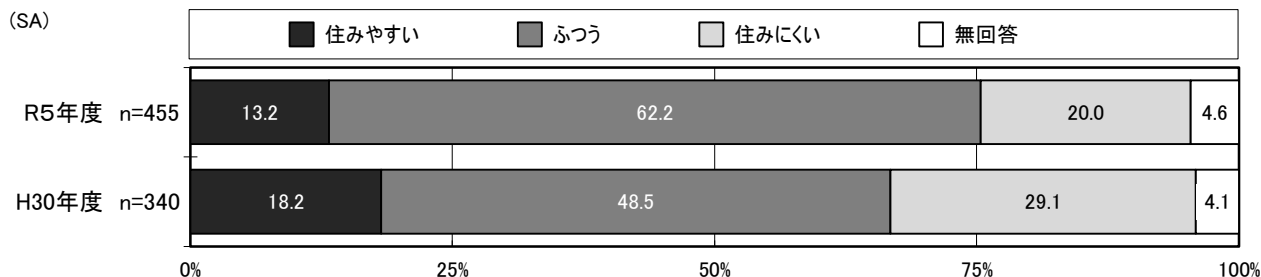
(MA) n=455



⑬ 福祉のまちづくりについて

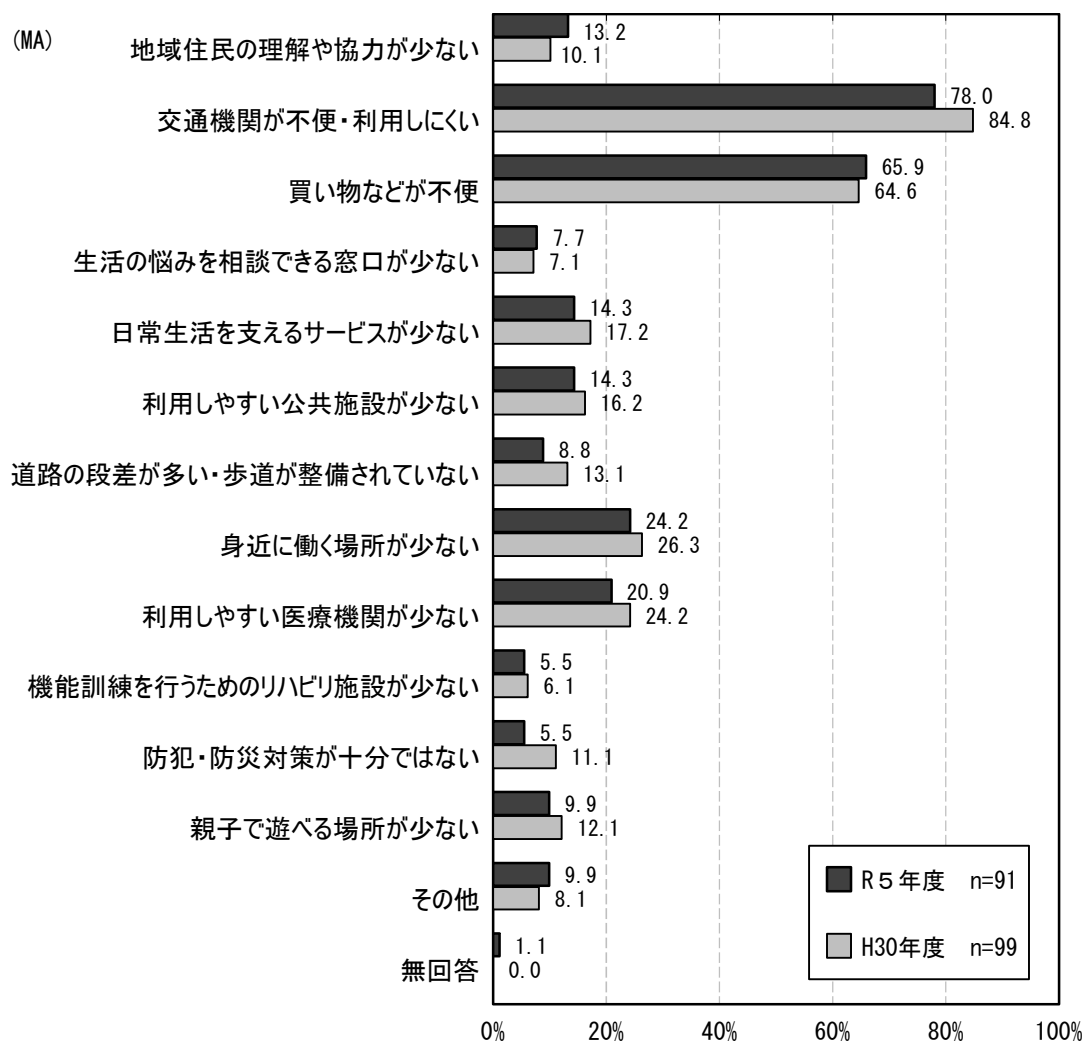
地域の高齢者や障害者、子どもにとって住みやすいかどうかについて、「住みやすい」の割合は13.2%、「住みにくい」の割合は20.0%となっています。前回の調査と比較すると、「ふつう」の割合が高くなっています。

■住んでいる地域が高齢者や障害者、子どもにとって住みやすいまちだと思うか(単数回答 経年比較)



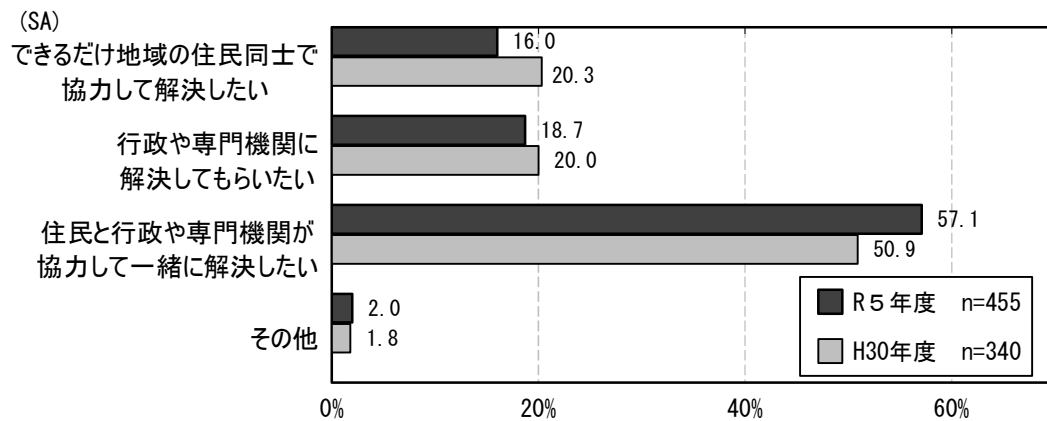
住みにくいと感じる理由について、「交通機関が不便・利用しにくい」が78.0%で最も高く、次いで「買い物などが不便」が65.9%、「身近に働く場所が少ない」が24.2%で続いています。前回の調査と比較して、大きな差はみられません。

■<「住みにくい」と回答した人限定>住みにくいと思う理由(複数回答)



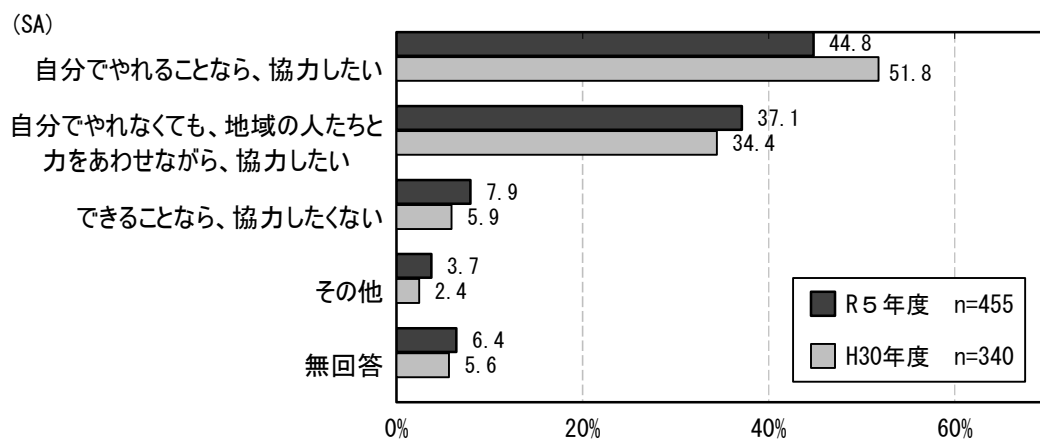
地域の中で起こる困りごとや心配事の解決に向けて、「住民と行政や専門機関が協力して一緒に解決したい」が 57.1%で最も高く、「行政や専門機関に解決してもらいたい」が 18.7%、「できるだけ地域の住民同士で協力して解決したい」が 16.0%で続いています。前回の調査と比較して、「住民と行政や専門機関が協力して一緒に解決したい」の割合が高くなっています。

■地域の中で起こる困りごとや心配事の解決のために良いと思う方法(単数回答)



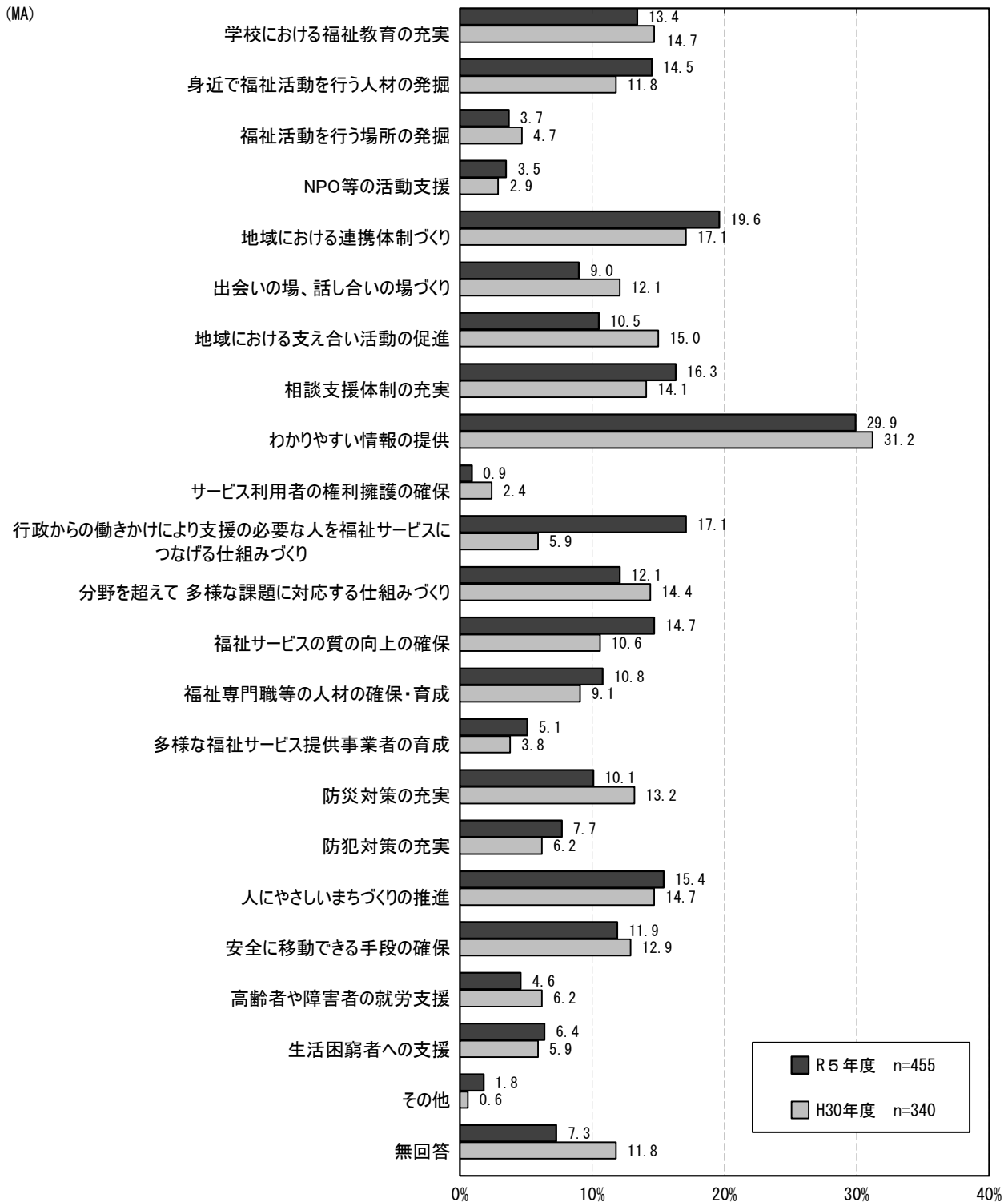
地域福祉を推進するために協力要請があった時の対応について、「自分でやれることなら、協力したい」が 44.8%で最も高く、「自分でやれなくても、地域の人たちと力をあわせながら、協力したい」が 37.1%、「できることなら、協力したくない」が 7.9%で続いています。前回の調査と比較して、「自分でやれることなら、協力したい」の割合が低くなっています。

■地域福祉を推進していくうえでの協力意向(単数回答)



地域福祉を推進するために町が優先的に取り組むべきだと思う施策について、「わかりやすい情報の提供」が 29.9%で最も高く、次いで「地域における連携体制づくり」が 19.6%、「行政からの働きかけにより支援の必要な人を福祉サービスにつなげる仕組みづくり」が 17.1%で続いています。前回の調査と比較して、「行政からの働きかけにより支援の必要な人を福祉サービスにつなげる仕組みづくり」の割合が高くなっています。

■地域福祉を推進するために町が優先的に取り組むべきだと思う施策(複数回答)

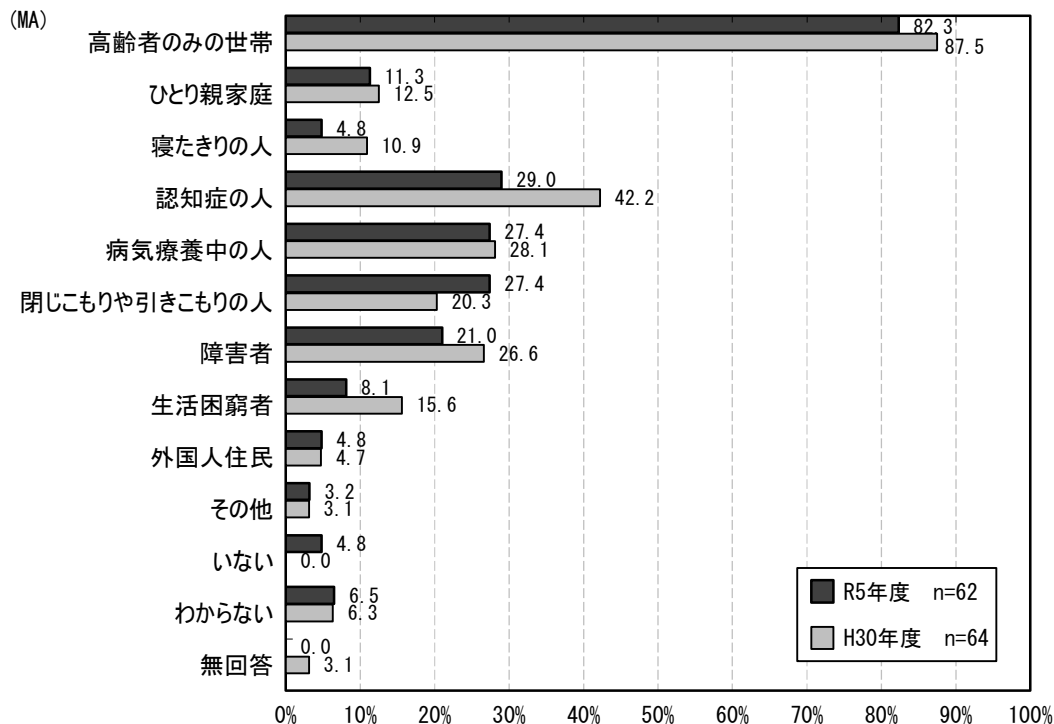


【福祉活動関係者対象】

① 地域の課題について

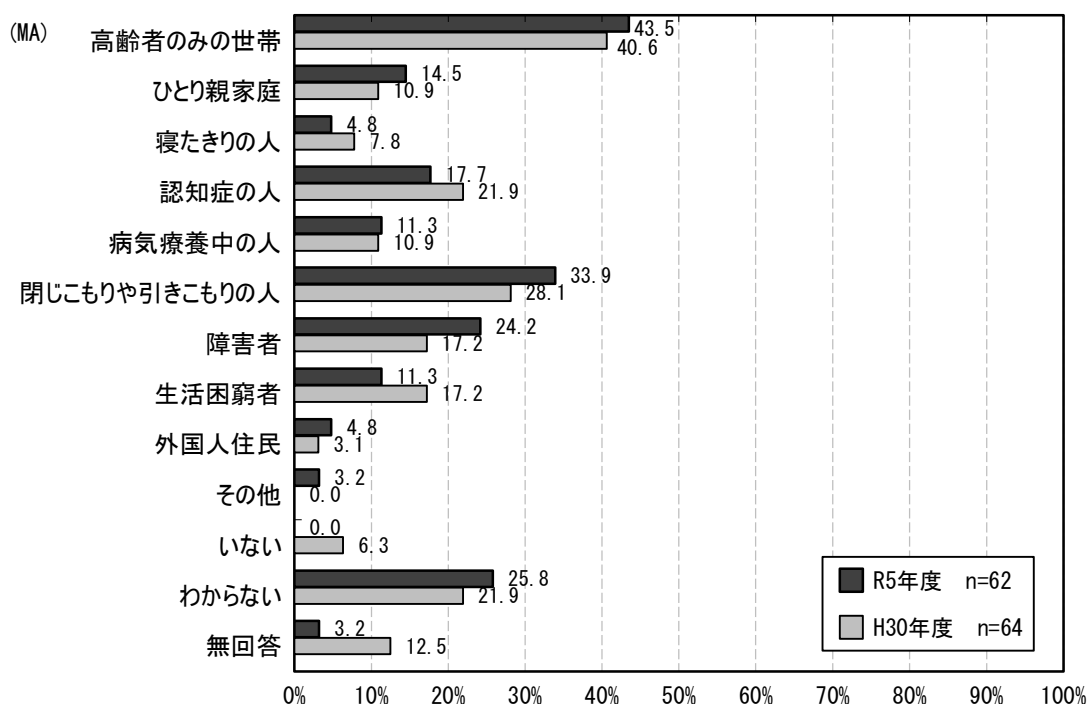
近所での見守り等支援が必要な人や気にかかる人について、「高齢者のみの世帯」が 82.3%で突出しています。前回の調査と比較して、「閉じこもりや引きこもりの人」の割合が高くなっています。

■近所での見守り等支援が必要な人や気にかかる人(複数回答 経年比較)



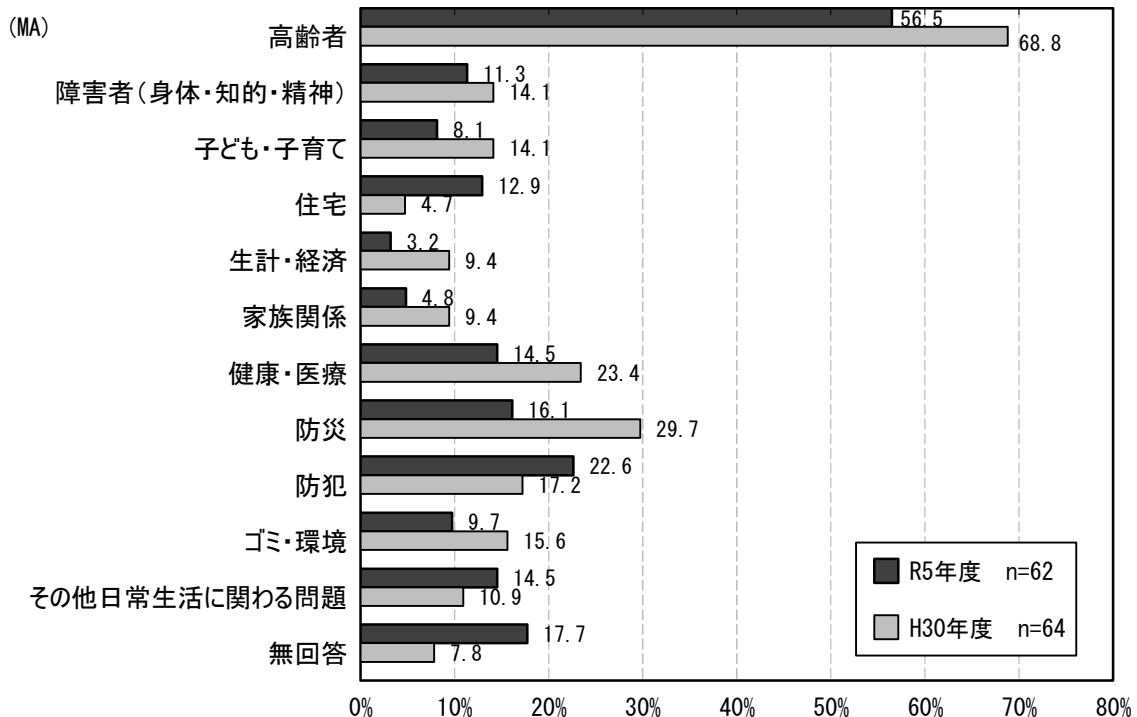
行政のサービスや活動などの支援が不足していると思う対象については、「高齢者のみの世帯」が 43.5%で最も高く、次いで「閉じこもりや引きこもりの人」が 33.9%が続いています。前回の調査と比較して、「閉じこもりや引きこもりの人」「障害者」の割合が高くなっています。

■行政のサービスや活動などの支援が不足していると思う対象(複数回答 経年比較)



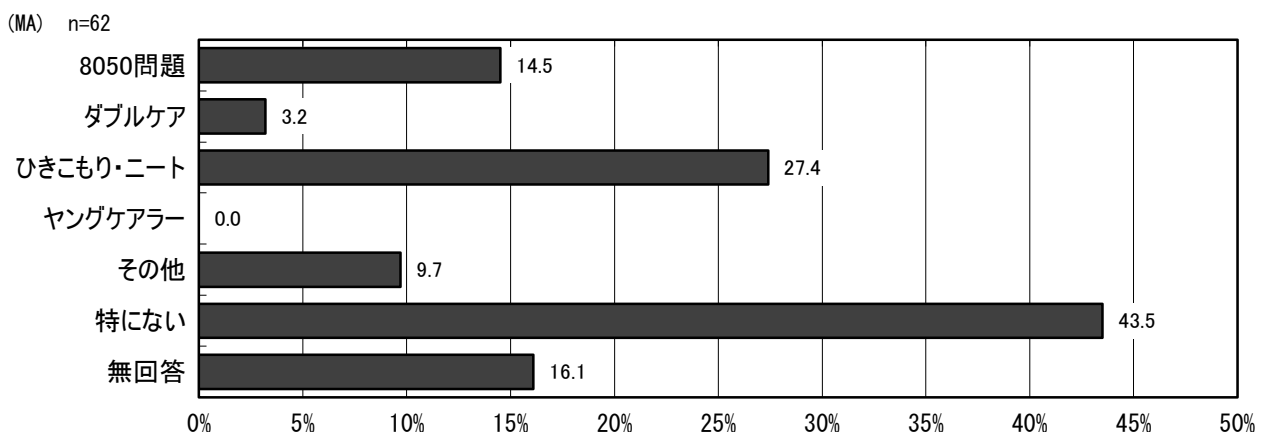
地域で気になる問題や増えていると感じる問題について、「高齢者」分野が 56.5%で最も高く、次いで「防犯」分野が 22.6%、「防災」分野が 16.1%が続いています。前回の調査と比較して、「住宅」「防犯」の割合が高くなっています。

■地域で気になる問題や増えていると感じる問題(複数回答 経年比較)



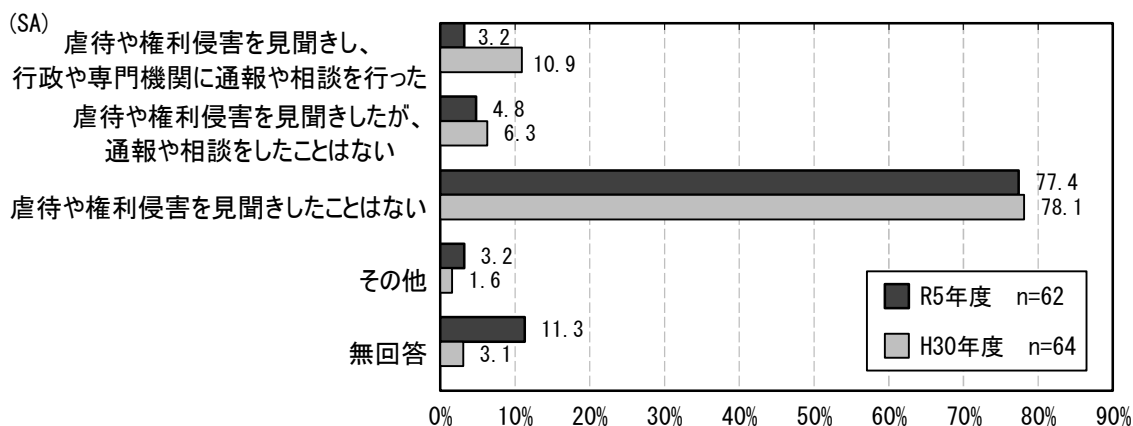
近年課題となっている複合的な課題について、見たことがある割合が高いものは「ひきこもり・ニート」で 27.4%、「8050 問題」で 14.5%となっています。

■地域の中で見たことがある複合的な課題(複数回答)



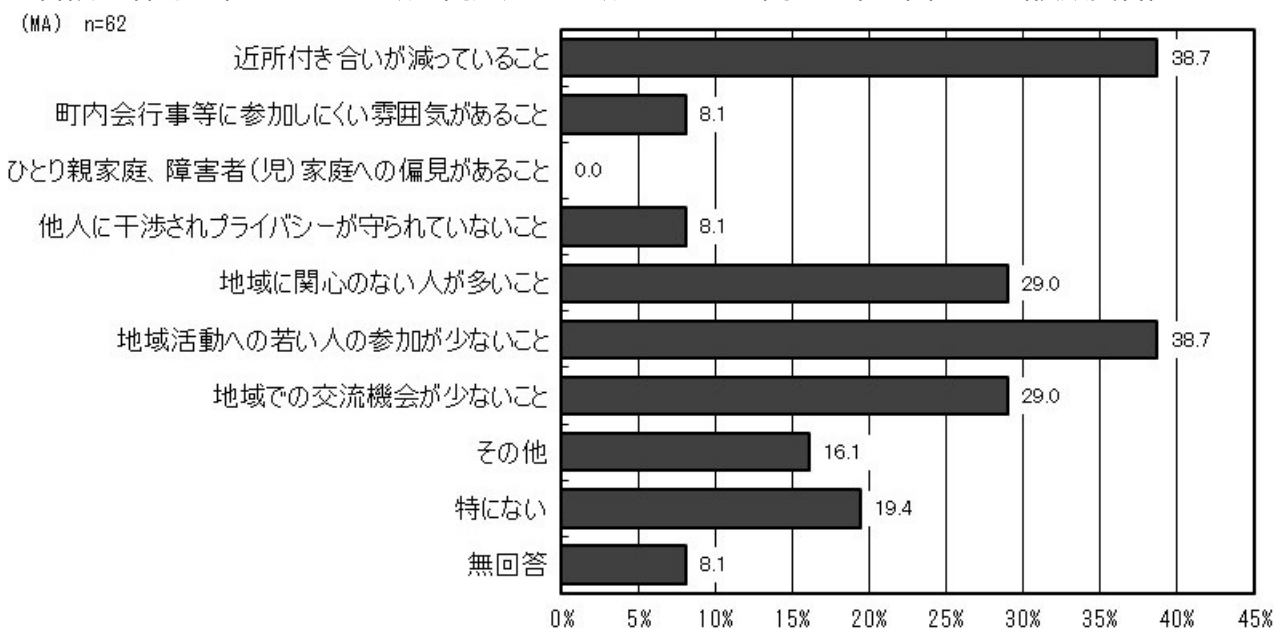
虐待や権利侵害を見聞きした経験及び対応した経験について、「虐待や権利侵害を見聞きし、行政や専門機関に通報や相談を行った」が 3.2%、「虐待や権利侵害を見聞きしたが、通報や相談をしたことはない」が 4.8%となっており、合わせて 8.0%が地域の中で虐待や権利侵害を見聞きしています。

■地域の中で虐待や権利侵害を見たことがあるか、また対応したことがあるか(複数回答)



普段の活動の中で感じる地域の問題点や地域の人々から聞く日常の困りごとについて、「近所付き合いが減っていること」「地域活動への若い人の参加が少ないこと」がともに 38.7%で最も高く、次いで「地域に関心のない人が多いこと」「地域での交流機会が少ないこと」がともに 29.0%で続いています。

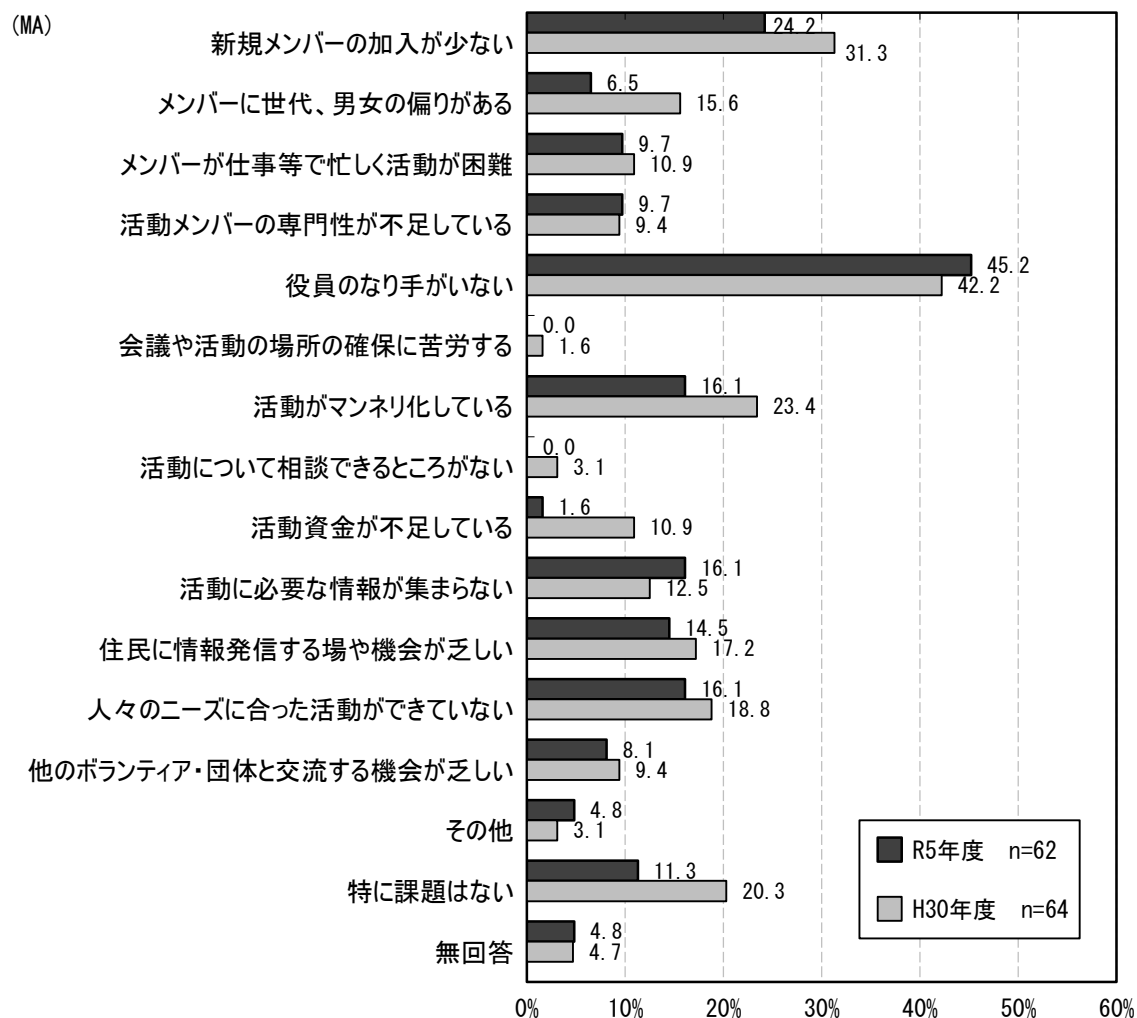
■普段の活動の中で感じる地域の問題点や地域の人々から聞く日常の困りごと(複数回答)



② 活動上の課題について

現在の活動上の課題については、「役員のなり手がいない」が 45.2%で最も高く、次いで「新規メンバーの加入が少ない」が 24.2%で続いています。前回の調査と比較して、「活動に必要な情報が集まらない」の割合がやや高くなっています。

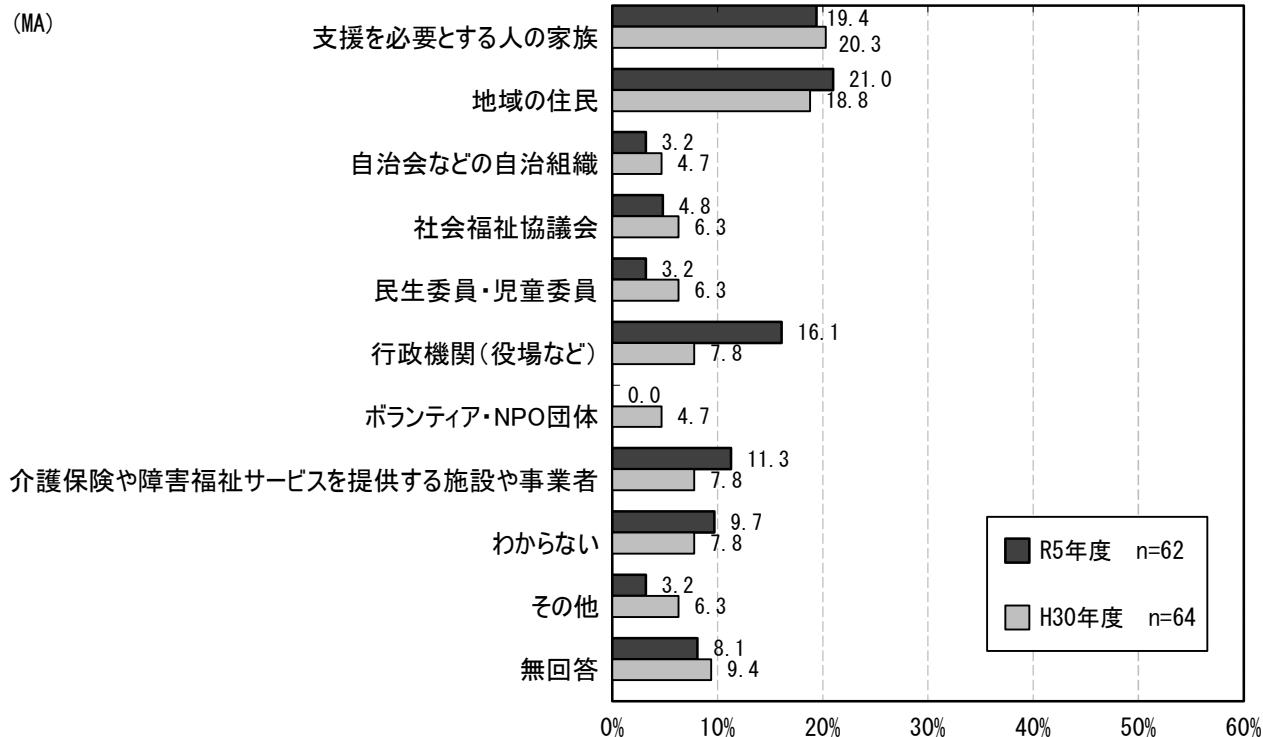
■活動上の課題（複数回答）



③ 今後の福祉のあり方について

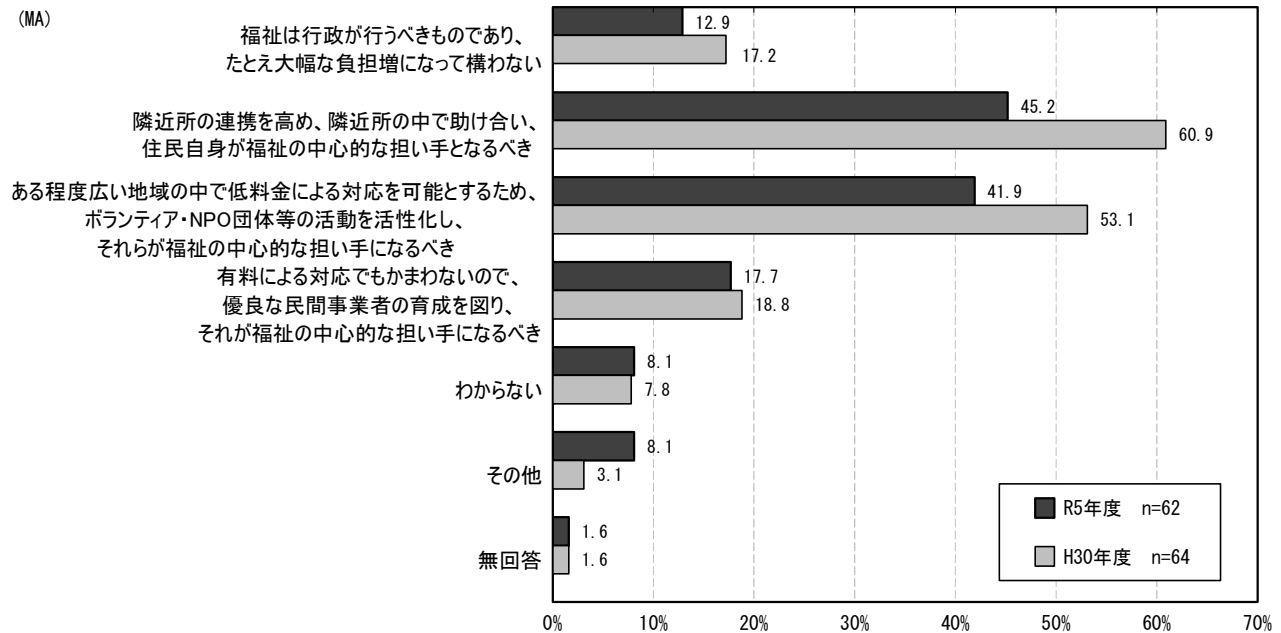
日常生活上の困りごとが生じた際に手助けを行うべき主体について、「地域の住民」が 21.0%で最も高く、次いで「支援を必要とする人の家族」が 19.4%、「行政機関(役場など)」が 16.1%で続いています。前回の調査と比較して、「行政機関(役場など)」「介護保険や障害福祉サービスを提供する施設や事業者」の割合が高くなっています。

■日常生活上の困ったことが生じた際に手助けを行うべき主体(単数回答)



今後の福祉のあり方について、「隣近所の連携を高め、隣近所の中で助け合い、住民自身が福祉の中心的な担い手となるべき」が 45.2%で最も高く、次いで「ある程度広い地域の中で低料金による対応を可能とするため、ボランティア・NPO 団体等の活動を活性化し、それらが福祉の中心的な担い手になるべき」が 41.9%で続いています。前回の調査と比較して、「隣近所の連携を高め、隣近所の中で助け合い、住民自身が福祉の中心的な担い手となるべき」「ある程度広い地域の中で低料金による対応を可能とするため、ボランティア・NPO 団体等の活動を活性化し、それらが福祉の中心的な担い手になるべき」の割合が低くなっています。

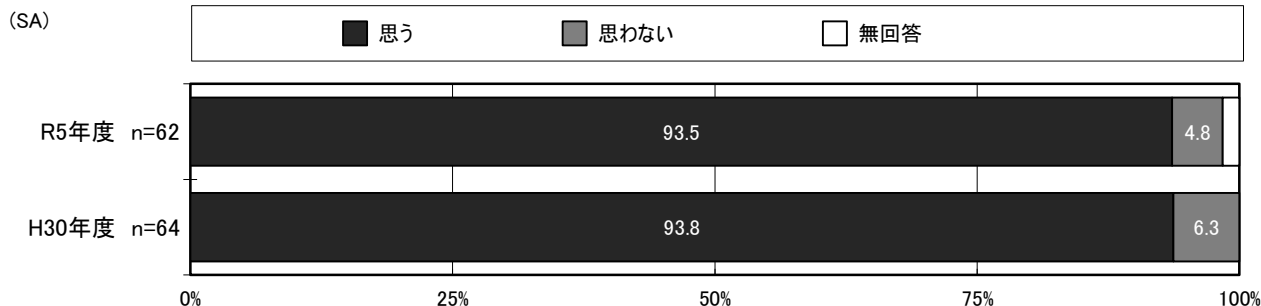
■今後の福祉のあり方について(複数回答)



④ 連携している団体や組織について

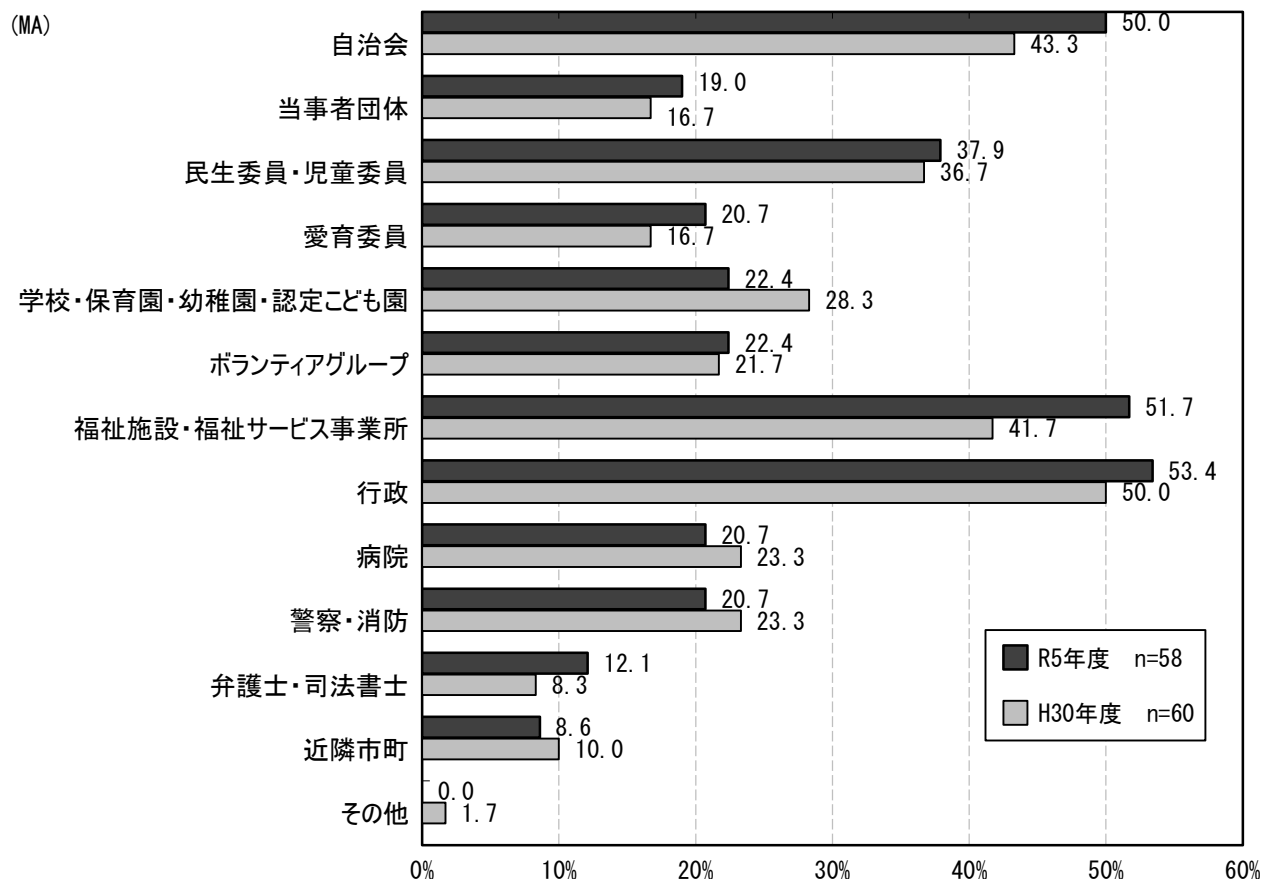
他の団体や組織との連携の必要性について、93.5%が必要性を感じています。前回の調査と比較して、大きな差はみられません。

■他の団体や組織との連携が必要だと思うか(単数回答)



今後連携したい団体や組織について、「民生委員・児童委員」が56.9%で最も高くなっています。次いで「行政」が53.4%、「福祉施設・福祉サービス事業所」が46.6%が続いています。前回の調査と比較して、「自治会」「福祉施設・福祉サービス事業所」の割合が高くなっています。

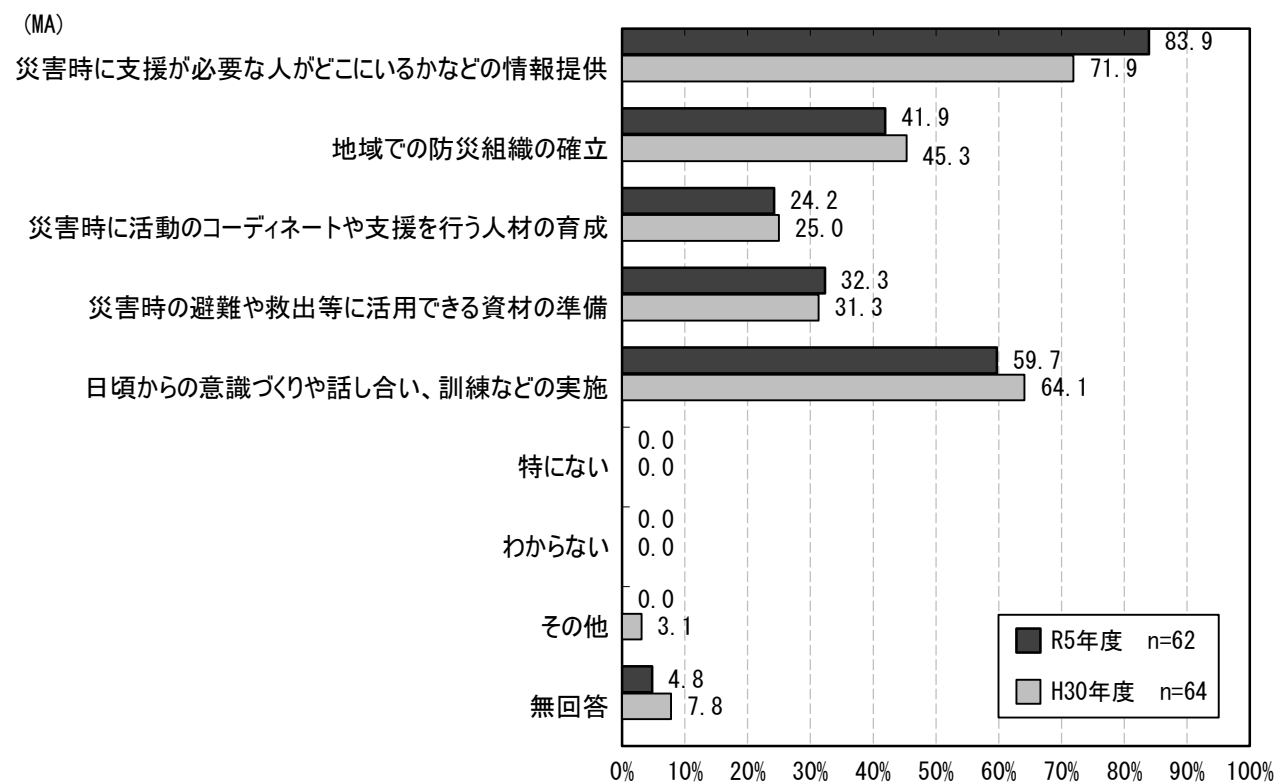
■＜連携が必要と回答した人限定＞今後連携したい団体や組織(複数回答)



⑤ 地域防災について

災害時に地域で支え合う活動をするために必要と思う取組については、「災害時に支援が必要な人がどこにいるかなどの情報提供」が 83.9%で最も高く、「日頃からの意識づくりや話し合い、訓練などの実施」が 59.7%、「地域での防災組織の確立」が 41.9%で続いています。前回の調査と比較して、「災害時に支援が必要な人がどこにいるかなどの情報提供」の割合が高くなっています。

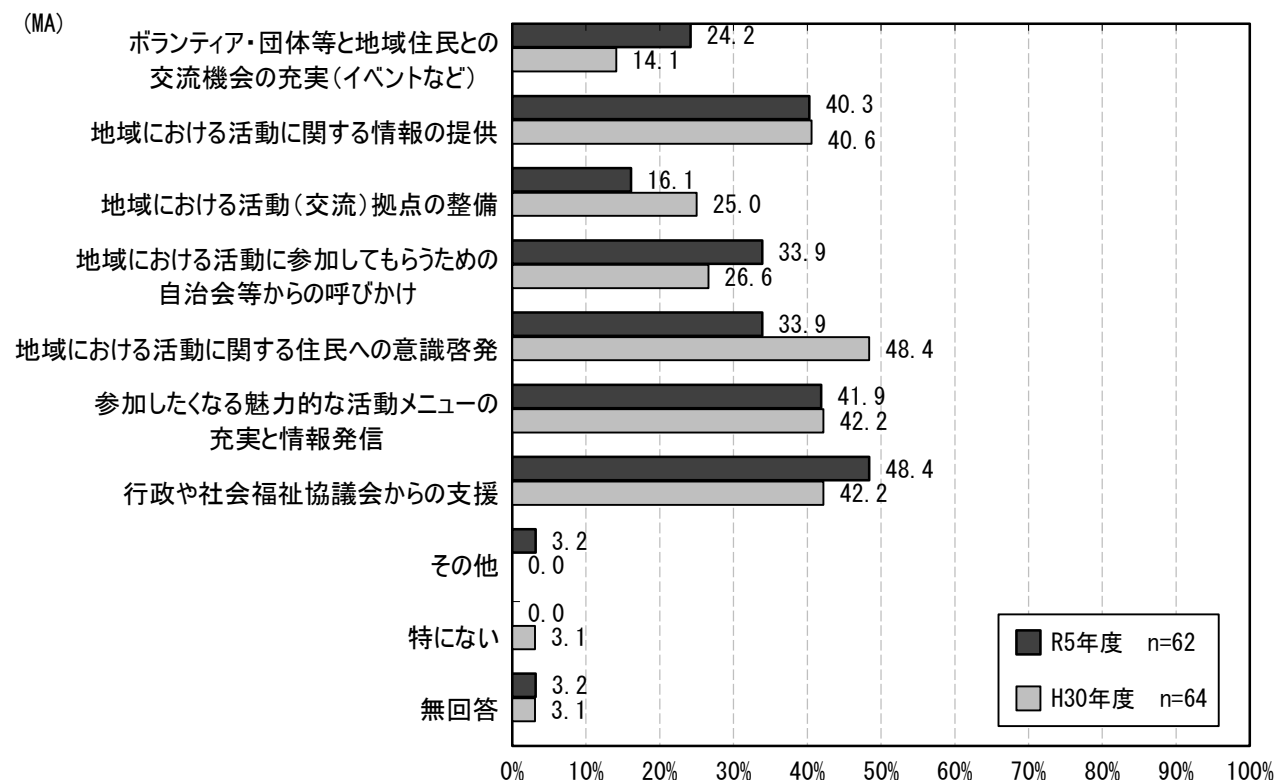
■災害時に地域で支え合う活動をするために必要と思う取組について(複数回答 経年比較)



⑥ 地域住民の、地域活動への理解・協力について

地域における活動を行う上で、地域住民の参加や地域住民の理解・協力を得るために必要なことについて、「行政や社会福祉協議会からの支援」が48.4%で最も高く、次いで「参加したくなる魅力的な活動メニューの充実と情報発信」が41.9%、「地域における活動に関する情報の提供」が40.3%が続いています。前回の調査と比較して、「ボランティア・団体等と地域住民との交流機会の充実(イベントなど)」「地域における活動に参加してもらうための自治会等からの呼びかけ」「行政や社会福祉協議会からの支援」の割合が高くなっています。

■地域における活動を行う上で、地域住民の参加や地域住民の理解・協力を得るために必要なこと(複数回答)

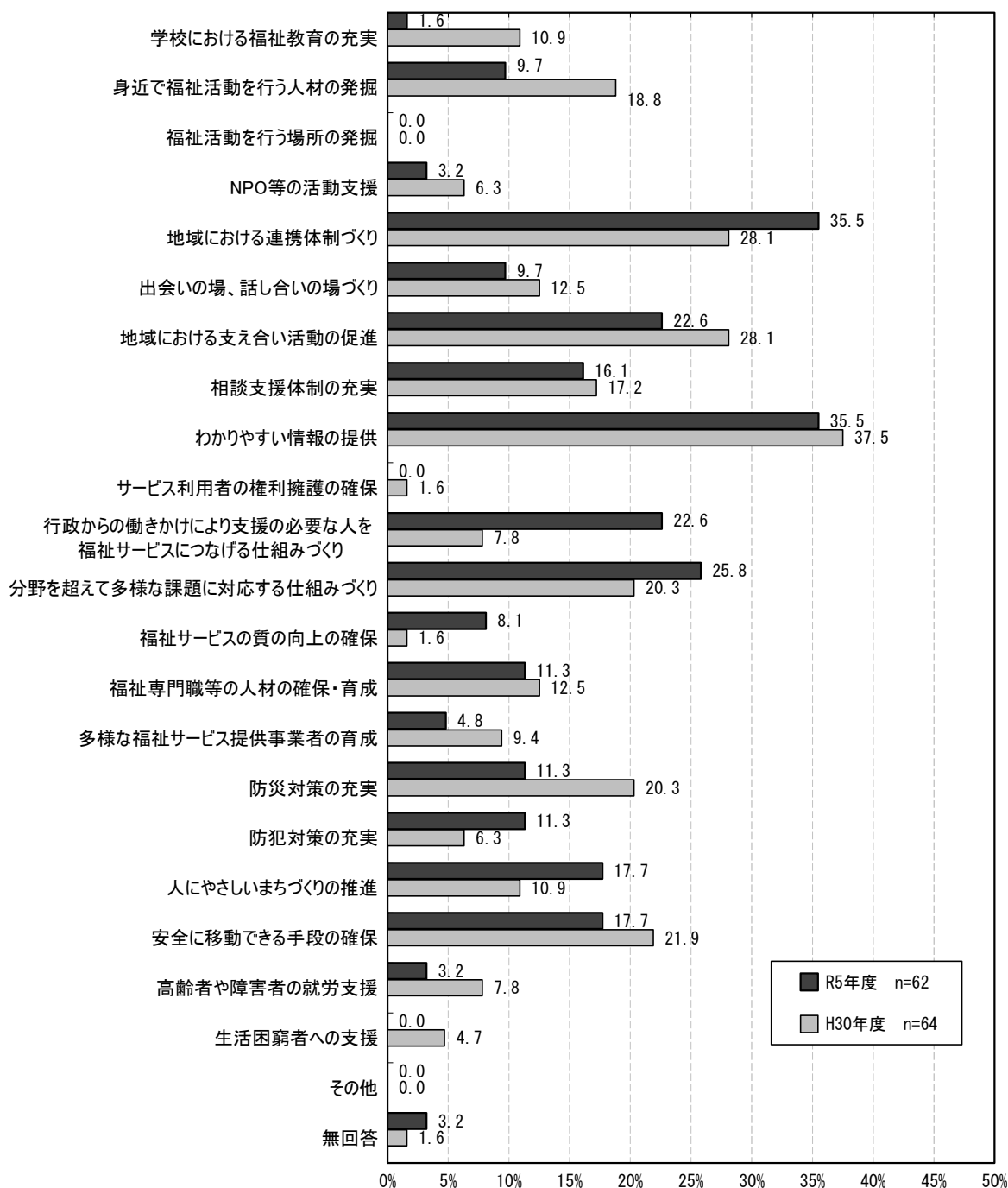


⑦ 町が優先的に取り組むべき施策について

地域福祉を推進するために町が優先的に取り組むべきだと思う施策について、「地域における連携体制づくり」「わかりやすい情報の提供」がともに 35.5%で最も高く、次いで「分野を超えて多様な課題に対応する仕組みづくり」が 25.8%、「地域における支え合い活動の促進」「行政からの働きかけにより支援の必要な人を福祉サービスにつなげる仕組み」がともに 22.6%で続いています。前回の調査と比較して、「地域における連携体制づくり」「行政からの働きかけにより支援の必要な人を福祉サービスにつなげる仕組みづくり」「分野を超えて多様な課題に対応する仕組みづくり」「人にやさしいまちづくり」の割合が高くなっています。

■地域福祉を推進するために町が優先的に取り組むべきだと思う施策(複数回答)

(MA)



第3章 この計画で私たちが目指すべきもの

1 基本理念

本町では、「鏡野町第2次総合計画」において、誰もが安心して心豊かに暮らせる魅力ある鏡野町の創造を目指して、『交流・連携する里』『安全・安心な里』『子どものきらめく夢・未来を実現する里』を基本理念として掲げています。

また、鏡野町社会福祉協議会による第3次地域福祉活動計画では、住民一人ひとりが大切な存在として認められ、誰もが住み慣れた地域でいきいきと活躍できる町づくりを目指して、『みんなが主役のまちづくり ～これからもずっと暮らしていきたいかがみの町～』を基本理念として掲げています。

本計画では、町や社会福祉協議会、地域、町民が互いに支え合い、それぞれの多様性を認め合うまちづくりを進めるとともに、町民同士の活発な交流を通して、一人ひとりが暮らしに生きがいや「楽しさ」を感じられる地域づくりを目指し、基本理念を次のとおりとします。

**みんなが 認め合い 支え合って
楽しく暮らす 地域づくり**



2 基本目標

基本目標 1 地域福祉についての意識づくり

地域住民の福祉意識の醸成、地域間のつながり・相互扶助意識の強化を目的に、各種広報媒体による啓発、福祉教育の推進等に努めます。また、身近な地域で町民が交流できる機会・場の提供を図ります。

基本目標 2 地域福祉を支える担い手づくり

地域活動を担うリーダーやボランティア活動を担う人材の発掘や育成を図ります。そのために、必要な情報を提供するとともに、ボランティア団体や民生委員・児童委員といった活動主体者への支援を進めます。

基本目標 3 支え合い、助け合う仕組みづくり

誰もが安心して暮らせるよう、あらゆる生活分野に携わる人や機関が相互に連携し、切れ目のない包括的な支援体制づくりを目指します。

そのため、支援を必要とする人が適切に福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの質の向上に努めます。

基本目標 4 安全・安心に暮らせる環境づくり

いつまでも子どもから大人まで健やかに安心して暮らせる環境づくりを目指し、保健・医療・福祉の連携を図ります。

また、権利擁護に関する施策や、地域防災体制の強化、見守り体制の強化等により、安全・安心な地域づくりを進めます。

3 施策体系

基本理念	基本目標	基本方針
みんなが 認め合い 支え合って 楽しく暮らす 地域づくり	1 地域福祉についての意識づくり	1. 地域福祉の意識向上
		2. 広報・啓発活動の推進
		3. 交流の場・機会の提供
	2 地域福祉を支える担い手づくり	1. 担い手の育成
		2. 関係機関との連携体制の強化
	3 支え合い、助け合う仕組みづくり	1. 地域包括ケアシステムの充実
		2. 総合的な相談支援体制の充実(重層的支援体制整備事業実施計画)
		3. 福祉サービスの充実
		4. 地域の支え合いの関係づくり
		5. 孤独・孤立対策の推進
	4 安全・安心に暮らせる環境づくり	1. 健康づくりの充実
		2. 防災体制の充実
		3. 生活環境の整備 (1) 防犯活動の推進 (2) 外出しやすいまちづくりの推進 (3) 就労に困難を抱える人への就労支援
		4. 誰もが適切にサービスを受けられる体制の充実 (1) 多様な生活課題への対応 (2) 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画)
		5. 再犯防止の推進(再犯防止推進計画)

4 重点的な取り組み

1. 住民意識の醸成

住民の誰もが地域のことを「我が事」としてとらえ、地域に愛着をもてるよう、町民同士の交流の促進や、福祉教育の推進に取り組みます。また、地域活動のさらなる充実を図るため、地域活動を担うリーダーの育成や地域活動人材の確保に向けて取り組むとともに、町民が地域活動に参加しやすくなるような場づくりや適切な情報の提供に努めます。

2. わかりやすい情報提供

町では、広報誌やホームページなどを活用して、各種サービスや町のイベントや行事に関する情報を提供していますが、アンケート調査では、町への要望として「わかりやすい情報の提供」の割合が高く、情報を得づらい声が上げられています。

情報提供をより充実させるため、新たな手法も含めた情報発信の工夫に取り組むとともに、地域の集いの場や口コミなどを活用して、情報共有を促進するよう図ります。

3. 安全・安心な生活への取り組み

地域には多様な課題をもつ人々が生活していることから、生活上の課題を把握、解決し、地域の中で自立できるよう、関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、自治会などが連携し、適切なサービスにつなぐ仕組みづくりを進めます。

また、町民が安心して暮らせるために、災害などに備えて日頃から支援が必要な人の把握に努めるとともに、町民の自主防災力の向上に向けて取り組みます。

第4章 この計画で私たちが取り組むこと

基本目標 1 地域福祉についての意識づくり

現状と課題

- 地域福祉活動は支援を必要としている人、支援できる人という区分はなく、お互いに支え合い、助け合うことによって、誰もが安心して暮らせるための地域づくりにつながる活動を進めることです。自分にできることがある、助け合いの仕組みがあることを、地域に住むすべての人が認識することが、地域福祉推進のための第一歩です。
- 本町では、公民館単位で設立された町内に 12 団体ある「地域づくり協議会」において、「未来・希望基金」を活用しながらさまざまな地域住民主体の活動を行っていますが、活動を継続するため、地域のリーダーの育成や新規メンバーの参加促進が必要となっています。
- 住民アンケート調査では、地域での人との付き合いや関わりの必要性について、『必要だと思う』層（「必要だと思う」＋「まあまあ必要だと思う」）が 9 割を超えており、町民の地域との関わりへの意識の高さがうかがえます。その一方で、年齢別で比較すると、若年層において必要性を感じている割合が低い傾向がみられます。福祉活動関係者調査では、地域の問題点、日常の困りごととして、「近所付き合いが減っていること」が約 3 割強いることから、地域との関わりに必要性を感じつつも、近所付き合いが進んでいない現状がうかがえます。今後も地域の助け合いを進めていくためには、地域で暮らすあらゆる世代が地域の関係づくりに取り組む必要があります。
- 住民アンケート調査では、悩みや心配事の相談相手として「家族」が約 7 割、「知人・友人」が約 4 割となっています。支援の必要な本人だけではなく、相談を受ける周りの家族、支援者に地域情報の周知をしていくことが求められます。また、「相談できる人はいない」と回答した割合が 6.4%となっており、公的な相談窓口や民生委員等地域の相談役につなげていくことが必要です。
- 地域活動への参加が必要だと考えている人が、一人でも多く行動に移すように、また、地域に住むすべての人が、地域の主役は自分たちであることを自覚し、それぞれの役割をしっかりと認識・実行するよう、働きかけをしていく必要があります。

1. 地域福祉の意識向上

地域に住むすべての人が、地域の主役は自分たちであることを自覚し、それぞれの役割をしっかりと認識・実行していくよう、地域福祉の考え方や趣旨を広く周知・広報していきます。

町のとりくみ

①地域福祉の推進

- 広報誌やホームページ、SNS 等あらゆる媒体を通じて情報発信を行い、幅広い世代に対して地域福祉の考え方や趣旨について広く周知するよう努めます。
- 地域福祉についての理解を深めるため、講演会・勉強会などの機会の提供に努めます。
- 区長、民生委員・児童委員への情報提供や研修の充実を図ります。

②福祉教育の推進

- 学校や教育委員会と連携し、小・中学校での講演会や総合学習の授業、福祉に関する出前授業などを通じて、福祉への理解を深める機会を提供します。
- 地域の中で多様な世代が交流できる機会づくりを進め、地域福祉への理解促進及び地域住民同士のつながりづくりを推進します。

③人権に関する意識啓発

- 人権についての正しい理解と認識を深め、豊かな人間性や社会性を育むために、学校教育、生涯学習の場などあらゆる機会を活用して、人権教育を推進します。
- 広報・ホームページ等を活用して人権意識の高揚を図ります。

町民・地域のとりくみ

- 「地域福祉」について理解を深めましょう。
- 一人ひとりが福祉に関する勉強会や研修へ積極的に参加するように心がけましょう。
- 高齢者や障害者と交流を行うなど、幼少期からの福祉教育に積極的に参加しましょう。
- ボランティアなどの社会貢献活動や福祉団体等への寄付や募金に取り組むよう心がけましょう。

社会福祉協議会のとりくみ

- 「かがみの社協だより」やホームページなどで、地域福祉の考え方や趣旨について広く周知するよう努めます。
- 社会福祉事業・福祉団体活動・ボランティア活動などの福祉活動の紹介や、講座や体験学習を推進し、地域の福祉意識の醸成を図ります。
- 地域や学校等で福祉講座を提案します。また、教材の貸し出しや講座の目的や手法などを提案します。
- 学校におけるボランティアや福祉教育などの活動について、経費の一部を助成します。
- 地域の高齢者や障害者などとの交流の場を提供します。

2. 広報・啓発活動の推進

広報誌やホームページなど多様な媒体を活用して地域福祉に関する広報・啓発活動の充実に努めるとともに、公的制度をわかりやすく周知していくための工夫をするなど、情報提供の充実に努めます。

町のとりくみ

- 広報誌やホームページ、SNS など多様な情報発信手段を活用し、地域福祉活動やボランティア活動の広報・啓発に努めるとともに、地域福祉に関する情報提供を行います。
- 手話及び聴覚障害者に対する理解を広げ、手話の普及に努めます。また、必要に応じて情報機器等も利用できるよう整備に取り組みます。
- ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、わかりやすい文章表記、色づかいなど、広報やホームページの記載などに配慮します。
- 交流の場や各種相談窓口の周知を充実します。
- ICT の利用など、わかりやすい方法で情報提供に努めます。

町民・地域のとりくみ

- 日常生活において、広報やホームページなどを見るなど、地域の出来事に関心をもつように心がけましょう。
- 広報やホームページ、回覧などに目を通すように心がけましょう。
- 「おたがいさま会議」など地域で情報共有や意見交換を行える場を活用し、町や各種団体からの情報を、周囲の人や情報が行き届きにくい人にも伝え、地域のなかで情報を共有しましょう。
- 地域の情報が届きにくい人に対しては、普段からコミュニケーションをとるよう心がけ、必要な情報を伝達しましょう。

社会福祉協議会のとりくみ

- 「かがみの社協だより」やホームページなどを活用し、地域福祉活動やボランティア活動の周知に努めるとともに、地域福祉に関する情報提供を行います。
- 「ボランティア・NPO・福祉フェスティバル」において、地域のさまざまな福祉活動の紹介や交流を行います。

3. 交流の場・機会の提供

地域においてさまざまな人と交流することは、まちや地域への愛着心を高めるとともに、地域の中で課題を抱えた人が孤立せずに、支援に結びつくことにつながります。

また、さまざまな人が世代を超えて交流することで地域の活動が活発化し、地域のつながりが強まっていくことが期待されるため、世代や国籍を超え、あらゆる町民が交流できる場の提供に努めます。

町のとりくみ

- 「おたがいさま会議」や世代間交流などの日常的な交流活動を支援します。
- 地域行事などのイベントを活用して町民同士が交流し、地域への愛着や郷土への誇りをもつきっかけづくりに努めます。
- 社会福祉協議会と一体的に交流活動を支援します。
- 地域の各種団体の活動の支援を行います。
- 住民が興味・関心のあるイベント、催し物を企画し、参加者の促進に努めます。
- 活動・交流拠点となる公民館など公共施設の利用促進を図ります。

町民・地域のとりくみ

- 小地域の座談会や「おたがいさま会議」などに、隣近所を誘い合って積極的に参加しましょう。
- 地域の祭りや地域行事に積極的に参加し、交流を深めるとともに若い世代に継承していきましょう。
- 高齢者と子ども、若者との交流の機会をつくっていきましょう。
- 隣近所で地域行事への参加を呼びかけ、誘い合いましょう。
- 地域の行事などは誰でも参加しやすいような雰囲気づくりを心がけましょう。
- あいさつなど町民同士のコミュニケーションに努めます。

社会福祉協議会のとりくみ

- 「高齢者のつどい」や「ふれあい・いきいきサロン活動支援」など、身近な地域で誰でも集まれる場をつくります。
- 小地域の座談会や「おたがいさま会議」など、地域の会議や話し合いの場づくりを支援します。

基本目標 2 地域福祉を支える担い手づくり

現状と課題

- 地域福祉を進める上での主役は町民であり、まちづくりへの町民の参画は必要不可欠なものです。地域づくりに意欲をもった人材を発掘・育成するための仕組みをつくるとともに、活動したいと考えている人を、ボランティアなどの各種団体活動へつなげていくことが必要です。
- 本町では、公民館単位でイベントや行事が盛んに行われており、町民同士の交流や生きがいづくりの場となっています。新型コロナウイルス感染症の流行により、活動が停滞していた時期もありましたが、近年は少しずつ活気を取り戻しつつある状況です。
- 住民アンケート調査では、福祉に関するボランティア活動について、『関心がある』層（「非常に関心がある」＋「ある程度関心がある」）が約5割となっています。ボランティア活動への参加の条件としては「気軽に参加できる」「身近なところで活動できる」の割合が高くなっており、ボランティア活動に関心のある人が参加しやすくなるよう、体験の機会の充実やライフスタイルに合わせて参加できる仕組みづくりが求められています。
- 住民アンケート調査では、地域福祉を推進するために、地域から協力要請があった場合『協力したい』（「自分でやれることなら協力したい」＋「自分でやれなくても地域の人たちと力を合わせながら、協力したい」）が約8割となっており、地域での助け合いについて、協力的な人が多いことがうかがえます。
- 福祉活動関係者調査では、地域の問題点、困りごととして、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」の割合が高くなっており、今後はこれからの地域活動を担う若い世代へのアプローチが求められます。
- 福祉活動関係者調査では、地域住民の参加や地域住民の理解・協力を得るために必要なことについては、「行政や社会福祉協議会からの支援」「地域における活動に関する住民への意識啓発」「参加したくなる魅力的な活動メニューの充実と情報発信」の割合が高くなっており、福祉活動団体への支援を継続するとともに、住民への意識啓発や情報発信の取り組みが求められています。

1. 担い手の育成

地域福祉活動の活性化を図るため、地域活動やボランティア活動などに参加する支援者、リーダーの不足を解消できるよう、今まで地域での活動に関わる機会のなかった人にも積極的に参加してもらえらる仕組みづくりを進めます。

町のとりのくみ

- 学校等と連携し、小・中学校からの福祉教育を推進します。
- 社会福祉協議会と一体となり、地域と行政をつなぐ人材の充実に取り組みます。
- 自治会や民生委員・児童委員の活動内容を情報発信するとともに、活動への支援を行います。
- ボランティアへの関心を喚起するため、関係機関と連携し、ボランティアを体験できる機会の創出に取り組みます。

町民・地域のとりくみ

- 趣味や経験を活かして、地域活動や行事、ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- 民生委員・児童委員協議会は、活動内容などの情報発信に努めましょう。
- 多世代の交流促進につながるような機会の創出に努めます。

社会福祉協議会のとりくみ

- 各種情報媒体を通して、知識や経験、優れた能力を共有するため、ボランティア・NPO 団体の交流会や研修会等を開催します。
- 福祉活動へのきっかけづくりとなるよう、小・中学生へのボランティア体験の場をつくれます。
- さまざまな機会を通して、ボランティアの受け入れや募集を行います。
- 「ボランティア・NPO フェスティバル」などにより、ボランティア同士の交流や情報交換などの機能の充実を図ります。
- 認知症サポーター講座や福祉推進サポーター養成講座などを開催し、福祉について理解し、地域で広める人を増やします。

2. 関係機関との連携体制の強化

各種福祉活動団体や関係機関との連携を強化するため、情報の共有や地域の課題解決に向けた体制づくりに取り組みます。

町のとりくみ

- 地域の福祉活動や交流活動が実施できるよう、福祉活動団体や福祉施設等の支援に取り組みます。
- 福祉以外のさまざまな分野の関係機関や団体との連携を通して、地域福祉活動の充実を図ります。
- 社会福祉協議会の組織体制の強化や事業を支援するとともに、相互の役割分担を明確にし、連携を強化します。
- 地域のことや各種団体に関する情報提供や広報活動を充実させ、町民の関心を高め、参加を促すよう努めます。
- 配送業者や地域の店舗など民間事業者も含めた見守りネットワークを構築し、困りごとを抱える人を支えるための情報共有及び連携に努めます。

町民・地域のとりくみ

- 地域で活動する機関や団体と積極的に交流を図り、情報を共有しましょう。
- 地域活動やボランティア活動に関心をもちましょう。また、地区の活動に積極的に参加しましょう。
- 地域で活動する関係機関の把握に努めます。
- 地域の各種団体や専門職等との連携に努めます。

社会福祉協議会のとりくみ

- 地域住民とサービス事業者やボランティアなどのつながりを強め、小地域福祉ネットワークを推進します。
- 地域住民や関係機関の連携のもと、福祉情報の提供、推進における課題解決などを協議します。
- 「おたがいさま会議」が円滑に開催できるよう、地域の関係者への説明会や情報提供などを行います。
- 社会福祉協議会をはじめ、さまざまな地域活動組織などの活動の周知を充実し、積極的な参加を促します。

基本目標 3 支え合い、助け合う仕組みづくり

現状と課題

- 近年、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加している中で、地域の中で安心して暮らしていくためには、住民の見守り活動の活性化がより重要となっています。
- 国では、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指しており、地域共生社会の実現には、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを形成し、地域の資源や活力を生かし、社会保障制度の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築が必要です。
- 本町では、地域の集いの場としてハツラツサークルを実施しているほか、生活支援コーディネーターも支援しながら「おたがいさま会議」を開催しており、地域課題の把握に努めています。また、介護支援ボランティア制度「せわあない会てごなかま」を通して、楽しみながら介護予防に取り組めるよう工夫しています。
- 住民アンケート調査では、日常生活が不自由になったとき、地域の人たちにしてほしいことについて、「急病時の対応」「安否確認の見守り、声かけ」「災害時の手助け」の割合が高くなっています。また、福祉活動関係者調査では、近所での見守り等支援が必要な人や、気にかかる人について、「高齢者のみの世帯」が9割弱と高くなっていることから、高齢者世帯などの把握、支援が必要な人に対して、災害時の支援や日常の見守り活動の充実が求められています。
- いつまでも地域で自分らしく暮らしていくためには、適切に福祉サービスを利用できることも重要となります。住民アンケート調査では、福祉に関する情報の入手のしやすさについて、「入手方法が分からない」が約3割、「あまり入手しにくい」「入手しづらい」を合わせた割合が約3割となっており、合わせて約6割が福祉に関する情報を十分に入手できていない状況となっています。必要とする人に確実に情報が届くよう、情報発信の方法について検討を進める必要があります。
- 令和3年4月から改正社会福祉法が施行され、地域住民の複雑化した支援ニーズに対応するための重層的支援体制の整備が求められています。
- 国においては、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定める孤独・孤立対策推進法を令和6年4月より施行します。本町では住民アンケート調査において、15%程度の人が自分は他の人たちから孤立していると感じており、地域ぐるみで孤独・孤立対策に取り組んでいく必要があります。

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進

すべての町民が、地域でその人らしく生きることができるよう、当事者や介護者を中心として、医療・介護・専門職・ボランティア・地域団体・NPO等の各団体が一体となり、課題解決に向けて、切れ目のないサービスが提供できる地域包括ケアシステムを構築し、さらなる深化・推進に向けて取り組みます。

町のとりくみ

- 高齢者や障害者、子ども、子育てをする親など、支援を必要とするすべての人が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、保健・福祉・医療などのサービスを包括的・継続的に提供できる体制づくりを推進します。
- 地域ケア会議の充実を図り、地域課題の把握に努めます。
- 町の各種相談窓口や社会福祉協議会、関係機関や専門機関との連携を強化し、地域全体で高齢者や障害者などの支援を必要とする人を見守るネットワークの構築を図ります。
- 生活支援・介護予防サービスの体制整備と高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援コーディネーターと協議体を設置し、地域における多様な主体間の情報共有、連携・協働による活動を支援します。

町民・地域のとりくみ

- 困りごとがあれば、一人で抱え込まずに身近な人や区長、民生委員・児童委員などに相談しましょう。
- 地域や近所で支援を必要とする人を見かけたら、区長、民生委員・児童委員などに相談するように心がけましょう。
- 区長、民生委員・児童委員を中心に、住民の一番身近な相談相手として、住民の困りごとや要望の把握に努めましょう。
- 町や社会福祉協議会などとの連携を密にし、支援が必要な町民が必要なサービスを利用できるように努めましょう。

社会福祉協議会のとりくみ

- 地域包括支援センターにおいて、身近な相談窓口として保健師、介護支援専門員等が中心となり、専門的立場から支援を行います。
- 高齢者に関する地域の多様な社会資源を活用し、それらの連携・協力体制を整備し、適切なサービスを継続して利用できるよう支援します。

2. 総合的な相談支援体制の充実(重層的支援体制整備事業実施計画)

包括的・重層的な支援体制の整備構築に向けた取組を推進するため、総合相談窓口の整備や相談窓口の連携強化、住民主体の地域における体制づくり、多様な支援や施策の相互連携等に取り組みます。

町のとりくみ

包括的な相談支援

- 相談窓口の相互連携の強化を図り、複合的・分野横断的な問題に対しても適切に対応できるよう取り組むとともに、一次的にあらゆる相談を断らずに受け付ける総合的な相談支援体制の整備を進めます。
- 伴走支援に向けた課題解決コーディネート機能の充実を図ります。主な相談の内容や課題を抱えた住民・家族の属性などに応じて、適切な相談窓口の専門員がコーディネーターとなり、サービス利用や地域参加を支援します。
- 各種相談窓口の周知と情報提供を推進します。

参加支援

- 社会で孤立しがちな人に対し、地域の社会資源などを活用しながら、社会とのつながりをつくるための支援を行います。
- 従来では、支援を受ける側とされる子ども、高齢者、障害者等や、自治会活動等に参加しにくかった勤労世代の町民が、地域の中で役割を持ち、余暇などを利用して自分のできる範囲で気軽にボランティアや地域貢献ができる活動の仕組みを構築します。

地域づくり支援

- 多様な属性の住民同士が交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源開発、支援ニーズと地域資源のマッチング等を行えるよう地域における取組のコーディネート等を実施します。
- 各地区の公民館等を地縁組織の活動拠点や地域活動支援の拠点として活用し、地域の活性化及び課題解決に取り組みます。
- 様々な属性、年代の住民が地域づくりに参加できるよう、地域包括支援センターや地域活動支援センター、子育て支援センターなどと連携し、交流の促進や創作活動の場づくり、地域活動への参加促進などを支援します。

アウトリーチ等を通じた継続支援

- 複合化・複雑化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人、相談に行きづらい人などの情報を早期に把握するため、民間事業者などとも協働した見守りや異変に気付く仕組みをつくります。
- 生活課題を抱えた町民、家庭等に対し、訪問や定期的な連絡などの働きかけを行い、相談支援体制の信頼関係を構築しながら継続した見守り、働きかけを行います。

多機関協働の支援ネットワーク構築

- 従来の分野別の仕組みでは対応困難な複雑化・複合化した生活課題を有するケースに対して、課題の把握・整理や支援の方向性の整理、支援プランの作成、各支援関係機関の役割分担等のチーム支援とそのコーディネートを行う、支援ネットワークの構築を図ります。
- 情報の共有や支援の方向性を整理し、支援プラン作成、支援関係機関の役割分担等を行う仕組みを検討します。

町民・地域のとりくみ

- 福祉に関する相談窓口がどこにあるのか、情報を得るように心がけましょう。
- 区長、民生委員・児童委員などを中心に、一人暮らし高齢者、障害者などの状況を把握していきましょう。
- 身近に支援を必要とする人がいれば、相談をしてみるように促すことを心がけましょう。
- 地域で把握した支援を必要とする人の状況などを、必要に応じて専門家に相談し、支援へとつなげるよう努めましょう。

社会福祉協議会のとりくみ

- 身近な相談窓口として、各種相談機関との連携を図りながら、地域や個人の課題を早期に発見し、解決するため相談に応じます。
- 民生委員・児童委員や当事者団体とネットワークをつくり、相談ごとや困りごとなどをつなぐ人材の充実を図ります。

3. 福祉サービスの充実

福祉サービスを充実させるため、職員の研修への参加によって質の向上を図るとともに、利用者が必要なサービスを円滑に利用できるよう支援を推進します。

町のとりくみ

- 児童福祉サービス、高齢者福祉サービス、障害福祉サービス等の各種福祉サービスについて、支援を必要とする人が不足なくサービスを利用できるよう、広域で連携し、サービスの提供体制の整備に努めます。
- 安定的に福祉サービスを提供できるよう、業務の効率化や人材育成を促進し、福祉人材の確保に取り組みます。
- 関係機関の情報共有を図り、各種福祉サービスの質の向上を図ります。
- 誰もが必要な情報を適切に得られるよう、様々な手段での情報発信に取り組み、合理的配慮の提供や利用者目線に立ったわかりやすい情報発信を推進します。

町民・地域のとりくみ

- 普段困っていること、あったらいいなと思う支援について、地域に発信するよう心がけましょう。
- 地域に不足している福祉サービスを把握し、町や社会福祉協議会などと連携して、その充足に努めましょう。
- ごみ捨てや簡単な家事のお手伝いなど、生活上のちょっとした困りごとは地域の助け合いで解決できるよう、インフォーマルサービスの充実に努めましょう。
- 事業者や福祉施設は、町民に積極的に情報を提供し、理解を深めてもらいましょう。

社会福祉協議会のとりくみ

- 社会福祉協議会独自の地域福祉事業に取り組みます。
- 地域に必要なサービスを取りまとめ、行政や関係機関等に提案していきます。
- まちの公的福祉サービスの担い手として、サービスの質・量の確保に努めます。

4. 地域の支え合いの関係づくり

近所の子どもや高齢者をはじめ、多くの住民同士があいさつを交わし、親しみある地域共生社会をつくっていけるよう、地域住民や地域活動団体を通じ、声かけを促進していきます。

町のとりくみ

- 隣近所であいさつができる関係づくりを目指すため、地域住民同士の声かけやあいさつ運動を推奨します。
- さまざまな人が参加できるよう、地域活動に取り組む各種団体と協力しながらイベントや行事の充実に努めます。
- 小地域ケア会議「おたがいさま会議」を通じて、地域での支え合いの仕組みづくりが進むよう支援に取り組みます。
- 地域での支え合いの重要性を町民一人ひとりが理解し、実践につなげられるよう周知・啓発を進めます。

町民・地域のとりくみ

- あいさつ運動を進んで実践しましょう。
- 地域の交流の場に積極的に参加しましょう。
- 隣近所と声をかけ合い、付き合いを深めるよう努めましょう。
- 困ったことがあれば、自分から声をあげるよう心がけましょう。

社会福祉協議会のとりくみ

- 小地域ケア会議「おたがいさま会議」が円滑に開催できるよう、地域の関係者への説明会や情報提供を行います。
- 「おたがいさま会議」の開催など、地域で活躍する人たちが情報を共有し、連携して地域課題を解決する仕組みを推進します。
- 地域住民相互の支え合い活動に発展し、自立した日常生活の維持につながるよう生活応援隊の活動促進やハツラツサークルの開催促進に努めます。
- 地域住民の「やりたいこと」を実現できるよう、地域活動のコーディネートや活動支援を推進します。
- 一人暮らしや転入世帯など、地域とのつながりが希薄になりがちな人への相談支援や、地域とのつながりづくりを進めます。

5. 孤独・孤立対策の推進

地域における孤独・孤立化の防止に向け、孤独・孤立になっても支援を求めやすい環境づくり、切れ目のない相談支援、顔の見える関係づくりや交流・居場所づくりなど関係団体と連携を図りながら、孤独・孤立対策を推進します。

町のとりくみ

- 孤独・孤立を感じている人に対し、相談や悩みを受け入れる体制を構築します。
- 高齢者や障害者、子育て世帯等の閉じこもりの発見や防止に努め、地域との交流の機会の提供と居場所の確保に努めます。
- 社会的孤立や孤独死を防ぐため、身近な地域でのあいさつや声かけ、見守りなどを促進します。
- 孤独・孤立に対して庁内関係課や社会福祉協議会、民生委員・児童委員による情報の連携やネットワークを構築します。
- ひきこもり状態にある人やその家族の状況に応じた支援の実施に向けて、ひきこもり相談窓口の周知及び相談から支援につなぐ体制の整備を進めます。

町民・地域のとりくみ

- 周囲との情報交換の機会を積極的に活用する等、必要なサービスを適切に利用できるよう心がけましょう。
- 日頃から近所の人とお互いに声かけをするなど、顔の見える関係づくりに努めましょう。
- 地域で孤立しやすい人や閉じこもりがちの人も含めて、通いの場やサロンなど地域の集まりに誘い合って参加しましょう。

社会福祉協議会のとりくみ

- 定期的な声掛けや、災害等の緊急時における安否確認を行います。
- 相談、交流、介護予防、就労など多世代が集える居場所をつくる支援をします。
- 支援が必要な人の見守りや、住民同士の支え合い活動、生活支援サービスの充実に取り組みます。

基本目標 4 安全・安心に暮らせる環境づくり

現状と課題

- 本町における健康づくりにおいては、健康づくり講演会や、地域ぐるみの健康づくり事業として「かがみの健康チャレンジ 90 日事業」や「健康ポイント事業」を実施しており、健康づくりのきっかけとなるよう取り組んでいます。住民アンケート調査では、悩みや心配事の内容について「自分や家族の健康について」と回答している割合が最も高く、地域ぐるみで健康づくり活動の実践に取り組むことが重要となっています。誰もが健康に過ごすことができる地域を目指して町民の健康に対する意識の醸成を図るとともに、病気の予防と早期発見に向けた普及啓発に取り組む必要があります。
- 災害への備えについて、地域の防災訓練に参加している割合は 1 割程度にとどまっています。避難の際に手助けを必要とする人の割合は 2 割程度となっており、そういった人への支援について手助けができるかわからないと回答した人は 3 割程度となっていることから、日頃の訓練等を通じて地域全体で災害時の対応を考えておくことが重要です。災害時における助け合いを行う上で重要なこととして、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」と回答した割合は 7 割近くとなっており、顔の見える関係づくりを通じて災害に強い地域づくりを進めていくことが求められます。
- 本町においては、防災マップを町民とともに作成しているほか、自主防災組織の組織率は年々向上しており、8 割以上となっています。今後も自主防災組織の組織率向上のための施策等を講じるとともに、町民の防災意識向上に向けた啓発が求められます。
- 虐待や自殺、生活困窮者など多様な生活課題をもつ町民に対しては、地域の身近な所で総合的な相談が受けられ、適切なサービスの利用と結び付けられる体制を整備することが重要となっています。
- 住民アンケート調査では、経済面で生活に困っている人のサポートとして、地域で支える取組が『必要だと思う』層（「とても必要だと思う」＋「必要だと思う」）は 6 割程度となっています。必要と思う支援の内容については、情報提供や相談支援などに続き、「生活困窮家庭の子どもへの進学・学習支援」の割合が高くなっています。さまざまな生活課題をもつ世帯の子どもたちへの地域ぐるみの支援が求められています。
- 住民アンケート調査では、住んでいる地域の中で課題に感じることで、「買い物へ行くのが不便」「移動手段が整っていない」が上位となっています。高齢者の自動車運転の危険性が指摘されるなかで、交通手段の確保は生活に必要不可欠な要素となっており、地域の状況に合わせた交通手段の充実が大きな課題となっています。

- 判断能力に不安のある認知症高齢者や障害者の財産を守るための制度である成年後見制度の利用促進に取り組むために、本町では中核機関を中心に周知啓発や連携体制の整備等を行っています。この成年後見制度について、住民アンケート調査では、「全く知らない」の割合が約3割となっています。利用意向については「利用するつもりはない」が約2割、「わからない」が約5割となっており、その理由として「制度をよく知らないから」の割合が最も高くなっていることから、今後も周知を進め、必要とする人が適切に利用できるように支援することが求められます。
- 全国的な傾向として、犯罪の認知件数に占める再犯者の割合が高くなっています。犯罪の背景には生活困窮や障害など複合的な課題がある場合も多く、そうした人が刑務所出所後に地域で自立して生活できるよう支援することが必要です。住民アンケート調査では、再犯防止の活動への協力意向について「全面的に協力したいと思う」「ある程度は協力したいと思う」を合わせて2割程度の人が協力したいと回答しています。再犯防止の取組についての理解促進に取り組み、地域全体で再犯防止に取り組むことが重要となっています。
- 多様な生活課題や悩みごとを抱える人たちが身近な人に相談できるよう、多くの町民に認知症サポーターやゲートキーパーの研修などの情報を周知し、参加促進を図ることが必要です。

1. 健康づくりの充実

健康づくり活動を通じて、地域でのいきいきとした暮らしを応援するとともに、地域におけるふれあいや交流を促進し、町民同士のつながりを深め、地域力の育成に努めます。

町のとりくみ

- 自分の体や健康に関心をもてるよう、各種健診等の受診を広く呼びかけるとともに、健康づくりに関する講習やイベントを開催し、健康の重要性について周知・啓発を図ります。
- 生活習慣病予防や介護予防に向けて、若い世代から高齢者まで幅広い世代が運動の習慣づけに取り組めるよう、気軽にできる運動や体操の普及・啓発に努めます。
- 広報誌やホームページを活用し、年代に応じた健康づくりに関する情報提供に努めます。
- 介護予防事業のほか、町民が気軽に取り組みやすい健康づくり活動やイベントなどを実施します。
- 専門医によるこころの健康相談や地域の居場所づくりを通じて、心身ともに健康で暮らせる地域づくりに取り組みます。
- 高齢者の集いの場等を活用して認知症予防の働きかけを行うとともに、認知症サポーターの養成や認知症ガイドブックの作成を行い、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めます。

町民・地域のとりくみ

- 地域で行われるスポーツ大会やレクリエーションに、積極的に参加するよう心がけましょう。
- 自分の体に関心をもち、健康の維持・増進を図るため、日頃から適度に運動するよう心がけましょう。
- 住民が楽しみながら健康づくりができるような行事やイベントを検討し、地域で開催しましょう。
- 身近に相談できるかかりつけ医を見つけましょう。

社会福祉協議会のとりくみ

- 介護予防・日常生活支援総合事業等を通じ、高齢者の元気でいきいきとした暮らしを応援します。
- ふれあい・いきいきサロン活動などを支援し、元気づくりの場をつくれます。
- ミニシルバー人材センターなどの活動により、生きがいづくりの場をつくれます。

2. 防災体制の充実

一人暮らし高齢者や障害者などの災害時避難行動要支援者を把握するとともに、災害時の準備を整え、迅速な対応ができるような体制づくりを進めます。

町のとりくみ

①避難行動要支援者の把握と支援体制の確立

- 民生委員・児童委員及び老人クラブなど関係機関・団体などと連携して、災害時避難行動要支援者の把握に努めます。
- 避難行動要支援者マニュアルの見直しを進め、訓練の実施に努めます。
- 災害時避難行動要支援者を日頃から見守るとともに、個人情報に配慮しつつ、必要な情報を共有します。
- 高齢者や障害者など災害時要配慮者等に配慮した避難所機能の充実に向けて、指定避難所における通信網の整備や福祉避難所の開設等、施設整備を順次実施します。

②地域の防災力の強化

- 自主防災組織による防災訓練を支援し、防災力の向上に努めるとともに、訓練の場を通じて災害時要配慮者への支援についての啓発を行います。
- 災害時の初期消火・救出・救護・避難など、地域ぐるみの防災活動が円滑に行われるよう、自主防災活動を支援します。

③災害に対する意識の醸成

- 防災イベントや講演会の開催等を通じて、地域全体の防災・防犯意識の醸成に取り組むとともに、町民への防災知識の啓発に努めます。

3. 生活環境の整備

誰もが地域社会に参加できるまちづくりに向け、防犯ボランティア組織の育成、強化や地域住民との協力体制の充実を図ります。

また、施設のバリアフリー化や移動支援により、外出しやすい環境の整備を推進します。

(1) 防犯活動の推進

町のとりのくみ

- 町民の防犯意識の高揚を図るとともに、自主防犯組織への協力と参加を呼びかけます。
- 高齢者を狙った悪質商法などの被害防止のため、警察署、関係機関との連携を強化します。
- 複雑化、巧妙化する特殊詐欺などについての広報・啓発を行い、被害の防止に努めます。

町民・地域のとりのくみ

- 子どもたちの登下校時には、見守りを行うようにしましょう。
- 隣近所の住民と交流をもち、不審者の出入りなどに注意するようにしましょう。
- 子どもたちが地域で安心して遊べるよう見守りを行いましょう。
- 自主防犯組織に参加しましょう。
- 詐欺等の被害に遭わないよう知識を身につけるとともに、怪しいと感じたらすぐに相談しましょう。

社会福祉協議会のとりのくみ

- 地域で防犯活動を実施している団体を支援します。
- 高齢者の消費者被害相談や被害防止のための啓発活動を推進します。

(2) 外出しやすいまちづくりの推進

町のとりくみ

①外出支援サービスの充実

- 外出が困難な方が暮らしに困らないよう、外出支援サービスを充実させるよう努めます。
- 高齢者タクシー利用制度について、利便性の向上などの事業の充実を図ります。

②バリアフリーの推進

- 誰もが安全に安心して生活できるよう、施設や公共交通機関などのバリアフリー化を合理的配慮のもとに推進します。
- 町営バスへのノンステップバスの導入について検討を進めます。

町民・地域のとりくみ

- 自分の住む地域に一人での外出や移動が困難で、不自由をしている人がいたら、区長、民生委員・児童委員等に相談するように心がけましょう。
- 地域の道路や公共交通機関の状況を確認し、買い物や通院などが困難な人がいないか把握しましょう。
- 外出支援のサービスを積極的に活用しましょう。

社会福祉協議会のとりくみ

- 公共交通機関等の利用が難しい方に、福祉車両による送迎サービス等を実施します。
- 子どもが元気でのびのびと育つよう、子育て世代と地域が交流する場をつくれます。
- 地域福祉活動を町民に周知し、地域の情報を発信するなど、地域活動の活性化に努めます。

(3) 就労に困難を抱える人への就労支援

町のとりのくみ

- ハローワークと連携して、段階に応じた適切な就労支援に取り組みます。
- 就労に関する支援制度や相談窓口の周知・対応に取り組みます。
- 関係機関との連携を強化しながら、障害者雇用の推進に取り組みます。

町民・地域のとりのくみ

- 就労に関する支援制度や相談窓口の情報を集めましょう。
- 就労に向けて、各相談機関やハローワークに行きましょう。
- ミニシルバー人材センターを活用しましょう。
- 障害者がつくった製品等を積極的に購入するように心がけましょう。

社会福祉協議会のとりのくみ

- さまざまな事業や相談を通して、就労支援が必要な人の把握に努めます。
- 就労に関する支援制度や相談窓口の周知・対応に取り組みます。
- 就労支援から就労の継続・定着まで、就労の段階に応じた支援の取組について検討し、適切な支援に努めます。

4. 誰もが適切にサービスを受けられる体制の充実

虐待を受けている人や心に傷を抱えている人、生活困窮者など多様な生活課題をもつ人を把握し、課題の解決へ向けて取り組みを進めます。

(1) 多様な生活課題への対応

町のとりくみ

①虐待防止に向けたとりくみの推進

- 若い年齢から虐待防止につながる教育を進めるとともに、研修会等への参加促進や研修の開催など、関わる職員や相談員の知識向上に努めます。
- 支援に関わる家族や職員の負担軽減を図り、虐待の未然防止に努めます。
- 地域のネットワークと幼稚園、保育園、学校、福祉施設、民生委員・児童委員などとの連携を強化し、虐待の防止・早期発見・早期対応や相談支援に努めます。
- 虐待防止等の講演会や広報・町のホームページ等による広報活動を充実し、町民意識の向上を図ります。
- 虐待等に関する相談窓口の周知・対応を図ります。
- 相談にあたっては、個人情報の保護を徹底します。

②生活困窮者への支援

- 生活困窮者が地域で孤立しないよう、民生委員・児童委員や役場内の関係各課などが一体となり、生活困窮者の把握に努めるとともに、孤立・孤独対策の連携体制を構築するなど、総合的な支援体制の構築に努めます。
- 生活困窮者及び世帯の生活課題を整理し、関係機関と協力して解決を目指し、自立に向けた支援を行います。
- 経済的に困窮している家庭について、関係各課や各機関との連携により情報を共有し、支援につなげます。また、社会福祉協議会の専門員と連携し、情報共有と支援の方策を速やかに決定できる仕組みの構築を図ります。

③自殺対策の充実

- 早期の「気づき」に対応ができる人材の育成に向けて、ゲートキーパー研修の実施、周知に努めます。
- 助けを求めることや声をかけることなど自殺防止対策に関する啓発に努め、地域全体で自殺防止に対する意識の共有を図ります。また、地域の集まりを通じた生きがいづくりや居場所づくりに努めます。

○小学生・中学生や子育て世代、高齢者など、世代によって困りごとは異なっていることから、ライフステージに応じた自殺対策に取り組めます。

町民・地域のとりくみ

- 虐待を発見した際には、必ず通報しましょう。
- 一人で不安や悩みを抱え込まず、周りの人、専門的な相談窓口など、自分が相談できるところに伝えましょう。
- 周りの人で孤立しそうな人がいる時は積極的に声をかけ、SOS に気づくことができるよう心がけましょう。
- 生活に困窮している人など、地域で困っている人を発見した場合は、地域の民生委員・児童委員等に知らせたり、専門的な相談窓口に報告したりしましょう。

社会福祉協議会のとりくみ

- 社会福祉協議会が培ってきたさまざまな相談のノウハウを活かし、必要なサービスが提供できるよう関係機関へ適切につなげます。
- 各種相談機関や医療・福祉サービス事業所などと連携して、情報共有の仕組みをつくれます。また、個別の支援会議などを開催し、適切なサービスにつなげます。
- 町や関係機関と連携し、生活困窮に関わる相談者を他制度や福祉サービスへつなぎ、生活再建の支援を行います。

(2) 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画)

町のとりくみ

- 成年後見制度の普及と利用支援に努めるとともに、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業の普及を支援します。
- 個人情報の取り扱いやプライバシー、守秘義務の遵守を徹底します。
- 障害者差別解消法の理解を深めるとともに、虐待や困難事例に適切に対応し、権利の擁護に努めます。
- 権利擁護が必要となる人への利用促進に向けて、社会福祉協議会と連携し、中核機関において、利用に関する相談対応及び支援、地域連携ネットワークの構築を進めます。
- 成年後見制度についての広報・啓発に努め、事前に成年後見人を決めておく等の、人生設計についての普及・促進を図ります。

町民・地域のとりくみ

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業の制度を知り、必要に応じて利用できるよう理解を深めましょう。
- 見守り活動などを通じて、虐待などの早期発見に努めましょう。

社会福祉協議会のとりくみ

- 日常生活自立支援事業の周知を図り、判断能力が不十分な高齢者、障害者などへの利用の促進及び支援の充実に努めます。
- 権利擁護に関する相談窓口「権利擁護センター」及び成年後見制度の利用促進に係る中核機関として町から委託を受け、課題解決や制度の利用促進に向けて行政、専門職等関係機関と連携を図ります。
- 将来、成年後見制度利用者の増加が見込まれることを踏まえて、法人後見事業と連携し、実際に活動できる市民後見人の育成に努めます。

5. 再犯防止の推進(再犯防止推進計画)

近年、全国的に犯罪の認知件数は減少する一方で、そのうちの再犯者の割合は高くなってきており、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない、高齢である、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなど、円滑な社会復帰に向けての支援を必要とする者が多く存在するにもかかわらず、必要な支援を受けられないまま犯罪を繰り返していることも少なくありません。

全ての町民が、安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指し、再犯の防止等に関する支援の取組を総合的かつ計画的に実施していきます。

(1)就労・住居の確保

町のとりくみ

- 非行少年に対する再非行防止対策として、ハローワーク等との連携を強化し、問題を抱えた少年の雇用に協力的な企業や少年に関する情報提供を行うなど、少年の就労に資する取組を推進します。また、岡山県の協議会等と連携し、刑務所出所者等に対する就労支援充実の検討に協力します。
- 新たな協力雇用主の開拓・確保に向け、国・県と連携して、経済団体等に対し、企業等に対してその意義や支援制度等の広報・啓発を実施します。
- 障害を有している犯罪をした者等への就労支援は、地域生活支援促進事業を活用しながら「切れ目ない一体的な支援」を念頭に実施します。
- 生活が困窮していたり、軽度の障害を有していたりするなど、一般の企業等への就労が困難な犯罪をした者等に対しては、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を活用しながら、ハローワーク等との連携を図り、一体的な就労支援を実施します。
- 住宅の確保が困難な人に住宅を提供できるよう、町営住宅の活用に取り組みます。

町民・地域のとりくみ

- 非行少年に対する再非行防止対策として、就労の場の確保や斡旋などに協力します。
- 各種事業所においては、軽度犯罪者や障害者などの雇用にできる限り配慮し、各種支援制度等を活用しながら、継続的な雇用を目指します。

社会福祉協議会のとりくみ

- ハローワーク等との連携を図り、働けるにもかかわらず経済的に困窮している人に

対し、一体的な就労支援を実施します。

○各種支援制度等の広報・啓発を図り、制度を利用した地域活動の活性化を目指します。

(2)保健医療・福祉サービスの利用促進等

町のとりのくみ

○岡山県地域生活定着支援センターと連携し、高齢又は障害があることにより、矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難な者に対して、退所後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための支援等を行います。

○薬物依存症治療拠点機関である岡山県精神科医療センターや専門医療機関との連携を図り、かかりつけ医等の医療機関への支援や連携体制の整備を推進します。

○依存症相談拠点である岡山県精神保健福祉センターや薬物依存の自助グループ等と連携し、薬物依存に関する相談支援窓口の周知を図るとともに、本人や家族への支援を推進します。

町民・地域のとりのくみ

○岡山県精神保健福祉センター、保健所・支所、岡山県精神科医療センター等と連携しながら、当事者支援の民間団体や家族会活動の活性化を図ります。

○岡山県精神科医療センター、保健所等と協力し、関係機関と連携、役割分担しながら、薬物依存症者の症状や治療の状況に応じた支援について学びます。

社会福祉協議会のとりのくみ

○岡山県精神保健福祉センター、保健所・支所、岡山県精神科医療センター等と連携しながら、当事者支援の民間団体や家族会活動の活性化を図ります。

○「薬物依存からの回復のための岡山県地域支援連絡協議会」等と連携し、民間団体の活動支援等の情報提供を行います。

(3)修学支援の実施等

町のとりのくみ

○警察官や教職員が連携し、問題行動の見られる児童生徒に対する声掛け指導等によ

り、少年非行情勢の早期改善を目指します。

○暴力行為等の問題行動を初期段階で確実に捉え、解決に向けた取組を徹底できるよう、核となる職員を育成し、学校における組織的対応を充実させるとともに、薬物乱用防止教育研修会を開催し、教員の指導力向上を図ります。

○警察と教育委員会の間で、児童生徒の非行や犯罪被害の未然防止に係る情報の共有を図るとともに、学校内外の連携支援を促進させるため、スクールソーシャルワーカー等の活動の充実を図ります。

○非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、少年の居場所づくり、悩みを抱える子どもや保護者に対する電話相談、スクールソーシャルワーカー等による家庭訪問等の実施など、児童生徒の非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進します。

町民・地域のとりくみ

○青少年の健全育成に協力し、児童・生徒の非行防止や家庭教育などに努めます。

○虐めや虐待、ひきこもりなどの児童・生徒に対する対応を学び、地域全体で課題の解決に向けた見守りや支援に取り組みます。

○学校行事等に積極的に参加し、地域の児童・生徒との関係づくりに努めます。

○通学路の見守りや子どもの安全を守活動などに参加します。

社会福祉協議会のとりくみ

○警察や教育委員会とも連携しながら、問題行動のある児童・生徒の相談支援についての知識を深め、適切な支援につなげます。

○子どもの居場所づくりや地域コミュニティへの児童・生徒の参加について、積極的な取組を進めます。

○日常生活に課題のある子どもやその世帯に対し、見守りや地縁団体等による支援を、包括的に実施します。

(4)犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

町のとりくみ

○ストーカー加害者への対応を担当する職員は、医療機関等とも連携し、地域精神科医等にストーカー加害者への対応方法や治療・カウンセリングについて助言を受けるとともに、加害者に受診を勧めるなどの必要な対応を行います。

- 暴力団からの離脱の意思を有する者に対する援助や暴力団関係者に対する離脱に向けた働きかけなどの充実を図るため、岡山県暴力追放運動推進センター、矯正施設、保護観察所等との適切な情報共有を行うなどして、暴力団からの離脱を支援します。
- 暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の面談を実施し、必要に応じて、関係機関・団体等との連携に努めるなど、再犯の防止に向けて取り組みます。

町民・地域のとりくみ

- 身近な人や地域での性被害や虐待、暴力などを見聞きしたときは、社会福祉協議会等に通報・相談します。
- 暴力団や犯罪グループ等からの脱却を目指す人が身近にいたら、相談にのるとともに、公的な相談支援機関に連絡・相談します。

社会福祉協議会のとりくみ

- 非行少年と地域社会とのきずなを構築するため、ボランティアや地域住民、関係機関等と連携した修学・就労支援、社会奉仕体験活動への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた立ち直り支援活動の推進に取り組みます。
- 様々な問題を抱える女性の相談に応じ、一時保護を含めた適切な支援を実施します。

(5)民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進

町のとりくみ

- 地域住民等に立ち直り支援活動等に協力する気持ちの醸成を図るため、保護司、更生保護女性会等更生保護ボランティアの活動に関する広報の充実に取り組みます。
- 犯罪をした者等の立ち直りを支える更生保護ボランティアの犯罪や非行のない安全で安心して暮らせる地域社会を築くための活動を支援します。
- 再犯防止啓発月間である7月が、“社会を明るくする運動”強調月間でもあることから、広く町民に再犯の防止と立ち直り支援に対する理解を深め、関心を持ってもらうきっかけとするため、併せて広報・啓発を行います。

町民・地域のとりくみ

- 保護司、更生保護女性会等更生保護ボランティアの活動について学び、その活動に

参加します。

社会福祉協議会のとりくみ

○再犯防止活動を行う民間団体やボランティアなどを支援します。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画内容の周知の徹底

町民一人ひとりが地域における支え合いやふれあいの必要性、地域福祉の重要性を理解し、本計画に掲げる取り組みを実践・継続していけるよう、広報誌やホームページで計画内容を公表するとともに、計画内容を啓発冊子にまとめた概要版を作成し、配布します。

また、各種行事や活動の中で機会があるごとに計画内容の広報・啓発に努め、町民への周知徹底に努めます。

2 関係機関等との連携・協働

町民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、公民館、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、ボランティア団体、NPO 法人、その他各種の関係機関・団体と一体的に地域福祉を推進します。

また、行政においては、地域福祉施策の推進にあたって、福祉施策以外に日常生活に関連する分野との調整や協力等が行えるよう、庁内関係各課との連携を図り、総合的かつ横断的な施策の推進に努めます。

さらに、本町におけるさらなる地域福祉の推進に向けて、行政と社会福祉協議会との連携を強化し、事業の推進を図ります。

3 計画の進捗管理

本計画の進捗管理にあたっては、鏡野町地域福祉計画推進委員会において、事業全体の進行・進捗状況の把握・確認を行い、事業の評価・検証、既存の施策の調整などに取り組んでいきます。

管理においては Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画のすみやかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行い、実効性のある計画を目指します。

サイクルのポイントとなる Check(評価)のステップでは、施策の実施状況を点検し、必要に応じて計画の中間年度における見直しなどを行い、Action(改善)のステップへとつなげていきます。